

資料編

江南市環境基本計画 諮問・答申	56
江南市環境基本条例.....	60
市の環境	64
環境に関する意識調査結果の概要	79
用語集	91

<諮 問>

3 江環第300号
令和3年10月6日

江南市環境審議会
会長 川口 邦彦 様

江南市長
澤田 和延

第三次江南市環境基本計画(案)について(諮問)

第三次江南市環境基本計画(案)について、江南市環境基本条例第21条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

<答 申>

令和4年2月16日

江南市長 澤田 和延 様

江南市環境審議会
会長 川口 邦彦

第三次江南市環境基本計画(案)について(答申)

令和3年10月6日付け3江環第300号で諮問のありました「第三次江南市環境基本計画(案)」について、本審議会で慎重に審議した結果、別添のとおり、とりまとめましたので答申します。

本計画は、望ましい環境像を「みんなでつくる持続可能で快適な生活環境都市」と掲げ、地球温暖化対策や気候変動への適応、生物多様性の保全に対する計画としての側面を持ちつつ、4つの環境目標と13の基本的取り組みを設定し、江南市の快適な環境を市民、事業者、市のそれぞれが、みんなでつくりあげる計画として妥当であるとの結論に達しました。

また、望ましい環境像を実現されるため、下記のこと配慮し、適切な措置を講じられることを求めます。

記

- 1 市は、望ましい環境像の実現に向けて、市民、事業者、市が協働して、それぞれが地域の主役となって快適な生活環境都市をつくり上げることができるよう、環境情報の共有に努め、その体制の充実を図ること。
- 2 市は、計画を確実に推進するため、目標・指標の把握に努め、進行管理を適切に行うとともに、市を取り巻く環境状況や市民ニーズの変化の把握に努め、必要に応じて、目標・指標・取り組み内容等の見直しを行うこと。
- 3 市は、市民、事業者に計画の概要版等を配布するなどして、第三次江南市環境基本計画の普及・啓発の推進に努めること。

<委員名簿>

江南市環境審議会委員名簿

令和3年4月1日現在

区分	氏名	所属など
学識経験	◎川口 邦彦	NPO法人トンボと水辺環境研究所 理事
	○加藤 幸治	建築士(熱環境)
	岩井 喜美子	愛知県地域環境保全委員
	太田 立男	環境学習アドバイザー
	富岡 万揮	「SDGs de 地方創生」公認ファシリテーター
団体など	瀬上 圭太	江南市小中学校長会 江南市立古知野北小学校 校長
	伊藤 靖祐	江南市私立幼稚園協会 会長
	林本 圭司	江南市災害協力会 役員
	藤田 泰雄	NPO江南フラワーズ 役員
	栗本 明美	エコライフクラブ 代表
一般公募	堀場 敏之	一般公募
	鈴木 文隆	一般公募
	石井 進	一般公募
	落合 敬子	一般公募
行政機関	川邊 真	愛知県尾張県民事務所 環境保全課 課長

◎は会長 ○は副会長

※任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

＜会議の経過＞

環境審議会の開催日と議題

開催日	回	主な議題
令和3年8月5日	第1回	第三次江南市環境基本計画策定事業について
令和3年10月6日	第2回	「第三次江南市環境基本計画」(案)について 「第三次江南市環境基本計画」(案)の諮問について
令和3年11月1日	第3回	「第三次江南市環境基本計画」(案)について
令和4年2月7日	第4回	「第三次江南市環境基本計画」(案)について 「第三次江南市環境基本計画」(案)のパブリックコメントの結果について 「第三次江南市環境基本計画」(案)の答申について
令和4年2月16日	-----	答申(会長、副会長)

▼令和4年2月16日に行われた川口会長、加藤副会長から澤田市長への答申の様子です。



江南市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 基本的施策(第7条—第10条)

第3章 総合的推進のための施策(第11条—第14条)

第4章 効果的推進のための施策(第15条—第19条)

第5章 江南市環境審議会(第20条—第25条)

附則

江南市は、木曾川の恩恵と肥沃な土壌に恵まれて、水と緑が豊富な地として、豊かな自然環境のもと、先人の絶え間ない努力により発展を遂げてきた。

しかしながら、今日の都市の繁栄は大量の資源やエネルギーの消費をもたらすこととなり、環境への負荷が増大し、身近な自然も減少させながら社会経済活動や日常生活を営んできた。

今日の環境問題が、地域のみにとどまらず地球規模の広がりを見せ、ますます複雑、多様化する中で、これまで以上に環境への配慮を基本とした都市づくりを、総合的に推進していくことが、私たちに強く求められている。

すべての市民は、安全かつ健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない環境の恵みを享受する権利を有するとともに、このかけがえのない地球の環境の恵みを将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

私たちはこのような認識の下に、地球の環境を守るため、環境の尊さに目覚め、環境に対し調和と節度の心をもって、行動しなければならない。このために、より一層英知を傾け、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に努め、環境にやさしく快適でうるおいに満ちた江南市を実現していくため、この条例を制定するものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全等は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全等に関する行動が、市、事業者及び市民それぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に行われるようになることによって、持続的に発展することが可能な社会が構築されることを旨として推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日

常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全等に関する施策を策定及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を策定及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(快適な環境の確保)

第7条 市は、水辺の整備、都市の緑化、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、動植物の生育環境等に配慮することにより、森林、農地、河川等における自然環境を適正に保全及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、公園、緑地、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全等に資する公共的施設の整備を積極的に推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めるものとする。

(公害の防止及び廃棄物の減量等)

第8条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止、廃棄物の減量、廃棄物の適正処理等に関して必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第9条 市は、地球環境の保全のため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関して必要な施策を推進するものとする。

(環境教育の充実及び環境学習の促進)

第10条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての関心と理解を深め、又はこれらの者による自発的な環境の保全等に関する活動の促進に資するため、環境教育を充実し、及び環境学習が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 総合的推進のための施策

(環境基本計画の策定)

第11条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、江南市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する目標

- (2) 環境の保全等に関する施策の基本的方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映する措置をとるとともに江南市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画の実施に当たっての措置)

第12条 市は、前条の環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等と環境基本計画との整合)

第13条 市は、自らの施策を策定又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るように努めなければならない。

(年次報告書の作成、公表等)

第14条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第4章 効果的推進のための施策

(開発事業等に係る環境への配慮の推進)

第15条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりその事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供及び市民等の意見の反映)

第16条 市は、環境の状況その他の環境の保全等に関する情報を適切に提供するとともに、環境の保全等に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究)

第17条 市は、環境の状況の把握並びに環境の保全等に関する施策の推進に必要な調査及び研究に努めるものとする。

(市民等の自主的活動の促進)

第18条 市は、市民及び事業者が自主的に行う再生資源の回収活動、環境美化活動その他の環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

第19条 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第5章 江南市環境審議会

(設置)

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、江南市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的かつ重要な事項

(組織)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、環境問題について学識経験のある者、各種団体を代表する者等のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。
- 5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第23条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長を務める。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、調査審議を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第24条 審議会の庶務は、経済環境部環境課において処理する。

(委任)

第25条 第20条から前条までに定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日において、現に江南市環境審議会委員の身分を有する者は、この条例の規定に基づき任命された委員とみなす。

(江南市環境審議会条例の廃止)

- 3 江南市環境審議会条例(平成12年条例第35号)は、廃止する。

附 則(平成19年12月25日条例第25号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月25日条例第18号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

市の環境

1. 社会環境

1.1 市の位置及び沿革

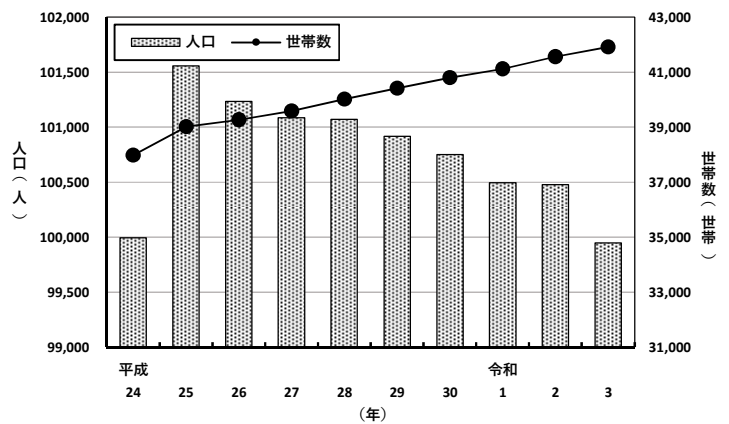
本市は濃尾平野の北部、清流木曽川の南岸に位置し、東西 6.1km、南北 8.8km、面積 30.20km² のまとまりやすい市域です。また、名古屋市から 20km 圏にあり名鉄犬山線により約 20 分で結ばれているなど利便性が高いことから、ベッドタウンとして都市化が進み、愛知県尾張北部の主要都市となっています。

昭和 29 年 6 月 1 日に丹羽郡古知野町・布袋町、葉栗郡宮田町・草井村の 4 か町村の合併により江南市が発足しました。

1.2 人口

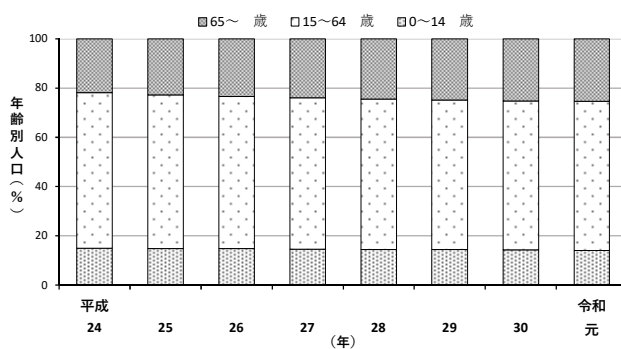
本市の人口は、平成 25 年にいったん増加しましたが、以降は減少に転じ、令和 3 年 4 月 1 日現在で 99,948 人です。一方、世帯数の増加傾向は続いていることから、1 世帯当たりの人口が減少しており、令和 3 年 4 月 1 日現在で 2.4 人です。

また、年齢別人口では、65 歳以上の高齢者が約 25%を占めており、本市の平成 27 年の昼夜率（昼間人口÷夜間人口×100）は約 84%で、夜間の人口より昼間の人口が少ないベッドタウンといえます。



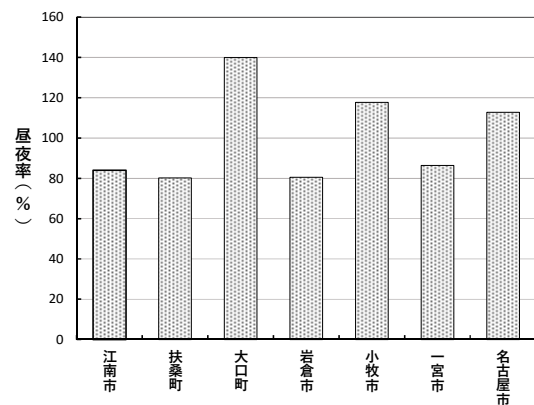
資料：「こうなんの統計」(各年 4 月 1 日現在)

■ 人口・世帯数の推移



資料：「愛知県統計年鑑」(各年 10 月 1 日現在)

■ 年齢別人口の推移

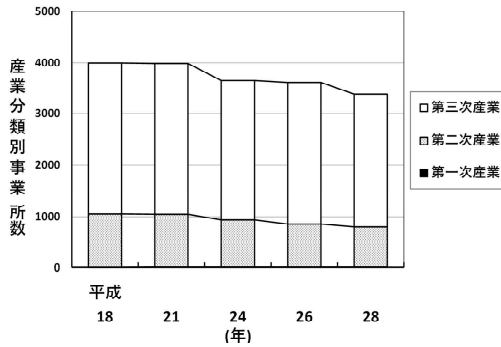


資料：「愛知県統計年鑑」(平成 27 年 10 月 1 日現在)

■ 昼夜率の比較

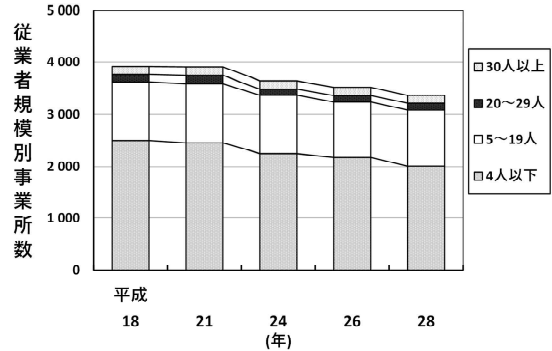
1.3 産業

本市の事業所数は、減少傾向にあります。事業所の76%が第三次産業で、製造業を中心とする第二次産業が24%となっています。農業などの第一次産業の事業所はわずかです。第三次産業の事業所は主に卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業です。また、従業者数4人以下の小規模の事業所が全体の事業所の約60%を占めています。



資料：「こうなんの統計」(平成18年は10月1日現在、平成21、26年は7月1日現在、平成24年は2月1日現在、平成28年は6月1日現在)

■ 産業分類別事業所数の推移

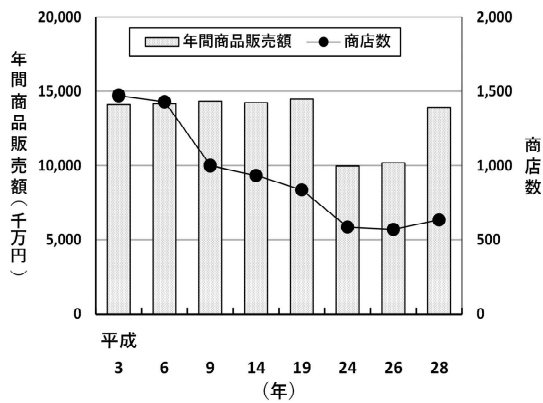


資料：「愛知県統計年鑑」(平成18年は10月1日現在、平成21、26年は7月1日現在、平成24年は2月1日現在、平成28年は6月1日現在)

■ 従業者規模別事業所数の推移(民間)

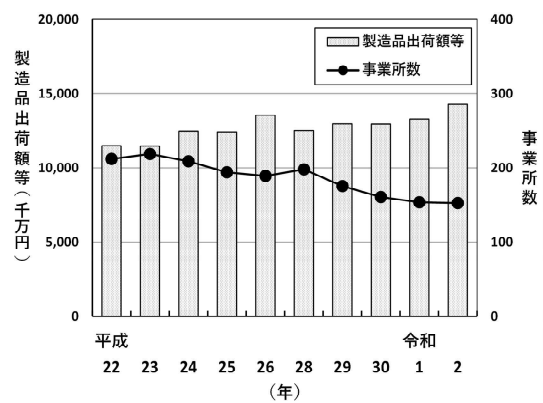
商業では、年間商品販売額は増減をくりかえしており、商店数は減少傾向ではありましたが、平成28年に増加しています。

工業では、製造品出荷額等は平成22年から増加傾向にあります。事業所数は平成22年から減少傾向が続いています。



資料：「こうなんの統計」(各年6月1日現在(平成3、6、26年は7月1日現在、平成9、14、19年は6月1日現在、平成24年は2月1日現在))

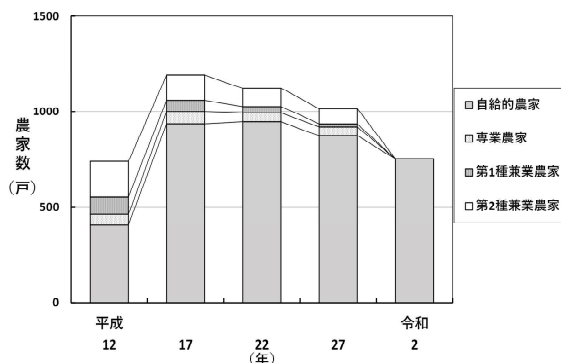
■ 商業の年間商品販売額・商店数の推移



資料：「こうなんの統計」(各年12月31日現在(平成28年~令和2年は6月1日現在))

■ 工業の製造品出荷額等・事業所数の推移

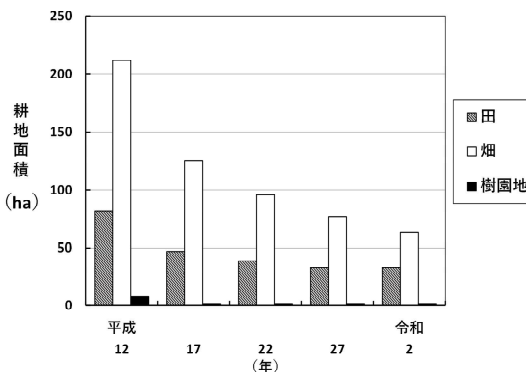
農業では、近年すべての農業形態で農家数が減少しており、耕地面積についても、田、畑、樹園地すべてが減少しています。



資料：「こうなんの統計」(各年2月1日現在)

注) 令和2年度における専業農家のデータはない

■ 農家数の推移



資料：「こうなんの統計」(各年2月1日現在)

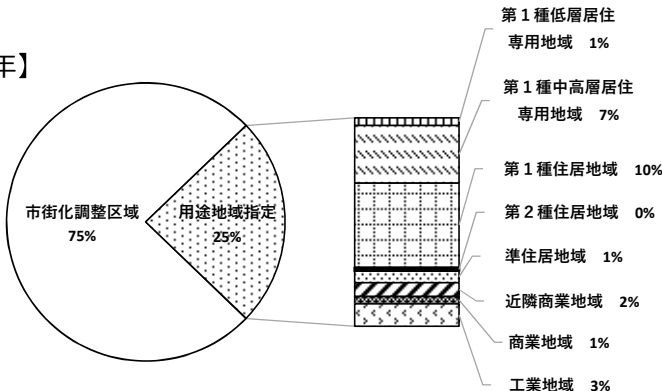
■ 耕地面積の推移

1.4 土地利用

本市は全域が都市計画区域に指定されており、そのうち約25%にあたる737haが市街化区域であり、用途地域が指定されています。用途地域は主に市中心部に分布しており、第1種住居地域と第1種中高層住居専用地域が市域の約17%を占めています。

土地の利用状況を見ると令和3年は、平成28年に比べ田・畑が減少し、宅地が増加していますが、大きく変化しているわけではありません。

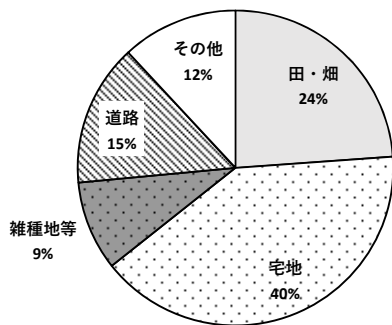
【令和2年】



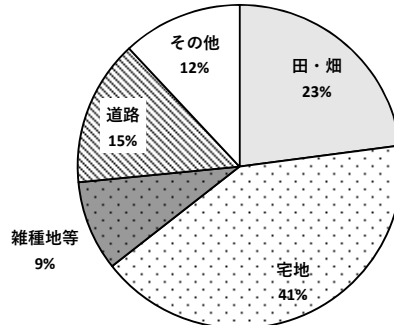
資料：「こうなんの統計」(令和3年4月1日現在)

■ 用途地域別面積の割合

【平成28年】



【令和3年】



資料：「こうなんの統計」(各年1月1日現在)

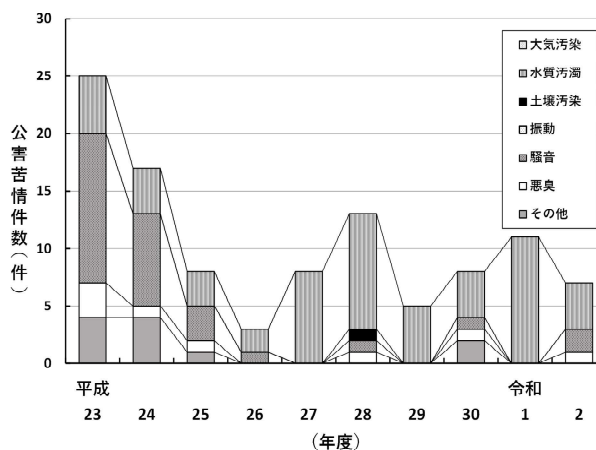
■ 土地利用状況の比較

2. 生活環境

2.1 公害

(1) 苦情件数

平成 23 年度は公害に関する苦情は最も多く 25 件でしたが、平成 24 年度以降、減少傾向が強まり、平成 26 年度は 6 件でした。近年は増減を繰り返しており、令和 2 年度は 7 件で、水質汚濁の苦情が最も多く寄せられています。

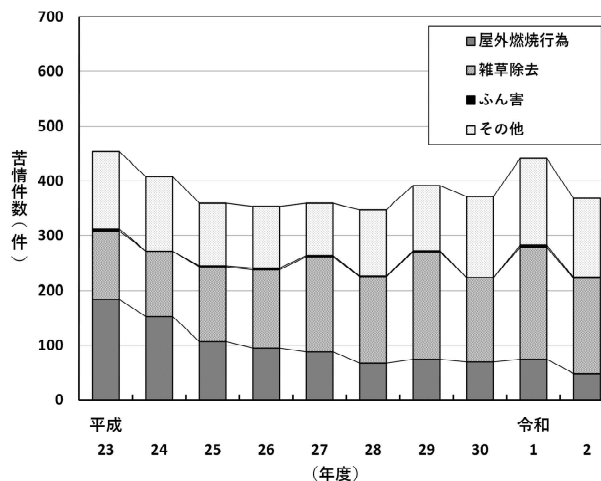


資料：「こうなんの統計」

■ 公害苦情件数の推移

屋外燃焼行為、雑草除去、ふん害などの典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、土壌汚染）以外の苦情は、平成 23 年度をピークに減少傾向でしたが、平成 28 年度以降増加傾向に転じ、令和 2 年度は 368 件です。

近年、屋外燃焼行為の苦情は減少しています。



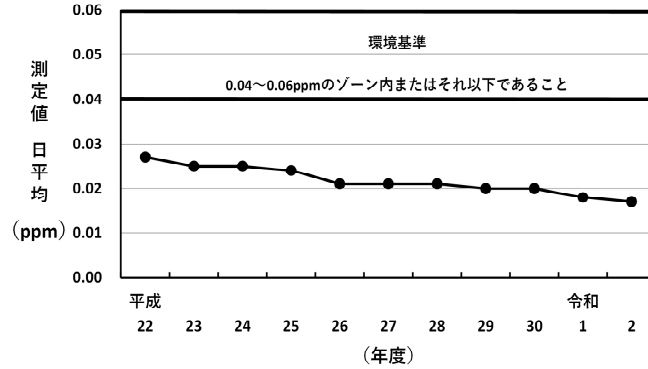
資料：「こうなんの統計」

■ 生活環境苦情件数の推移

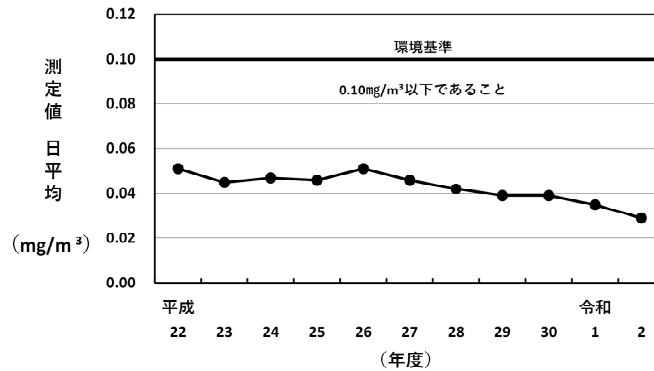
(2) 大気

古知野町の調査結果では、光化学オキシダントは環境基準を満たしていませんが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準を満たしていました。

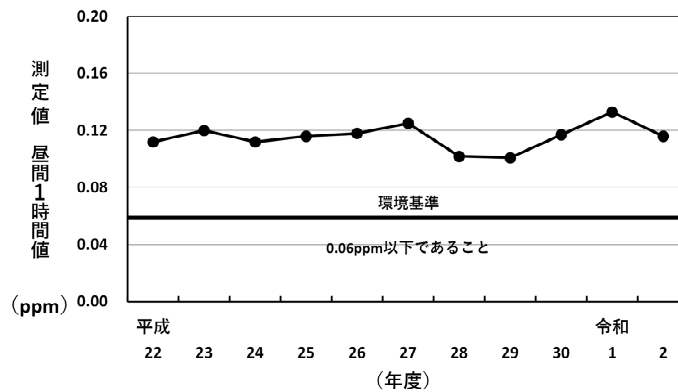
▼ 二酸化窒素（日平均値の年間98%値）



▼ 浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）



▼ 光化学オキシダント（昼間の1時間値の最大値）



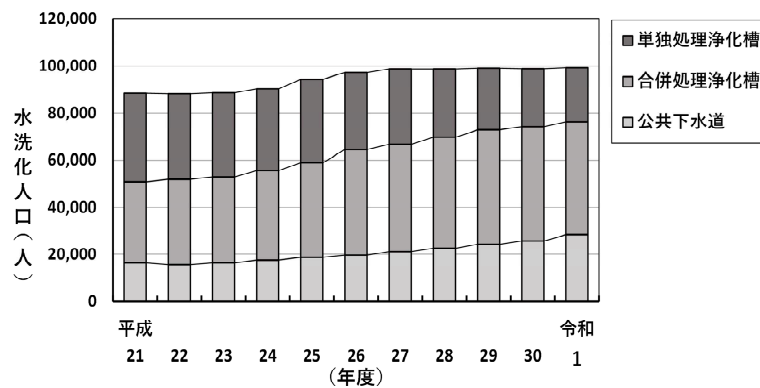
資料：「愛知県大気汚染調査結果」

■ 大気汚染物質の推移

(3) 水質

環境省の一般廃棄物処理実態調査結果によれば、水洗化率（総人口に占める下水道及び浄化槽などの人口）は増加を続け、令和元年度には 98.6%に達し、水質改善に効果があったと考えられます。一方で、水洗化人口のうち 20%以上が単独処理浄化槽であり、近年では減少傾向ではあるものの依然として、未処理の生活排水が河川に流入しています。

引き続き市では、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及を図るとともに市民一人ひとりの生活排水に対する理解と協力への呼びかけを行っています。



資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）

■ 水洗化人口の推移

(4) 騒音

令和 2 年度に主要幹線道路（一宮犬山線、里小牧北方江南線、一般国道 155 号）を対象に実施した自動車騒音の測定、面的評価では、昼間、夜間いずれも環境基準の達成率が 100% でした。

2.2 廃棄物の状況

(1) ごみ処理の概要

全市域を処理区域として、家庭から出るごみを中心に、処理を行っています。

可燃ごみは、江南丹羽環境管理組合（環境美化センター）で焼却・減量化し、さらに焼却残渣の中から鉄類を回収し、残りを埋立処分しています。

可燃性の中型ごみ及び粗大ごみについては、主に環境美化センターで破碎し、その中から回収した鉄類を資源化しています。鉄類以外の可燃物については、燃料化や焼却による処理をしています。

現在、2 市 2 町（犬山市・江南市・大口町・扶桑町）の広域による新ごみ処理施設の建設に向けた準備が進められています。

埋立ごみは、収集したごみの一部を手作業により選別後、市の破碎処理施設で破碎すると同時に鉄類と可燃物を抜き出して資源化や焼却を行うことで、減量化を図っています。

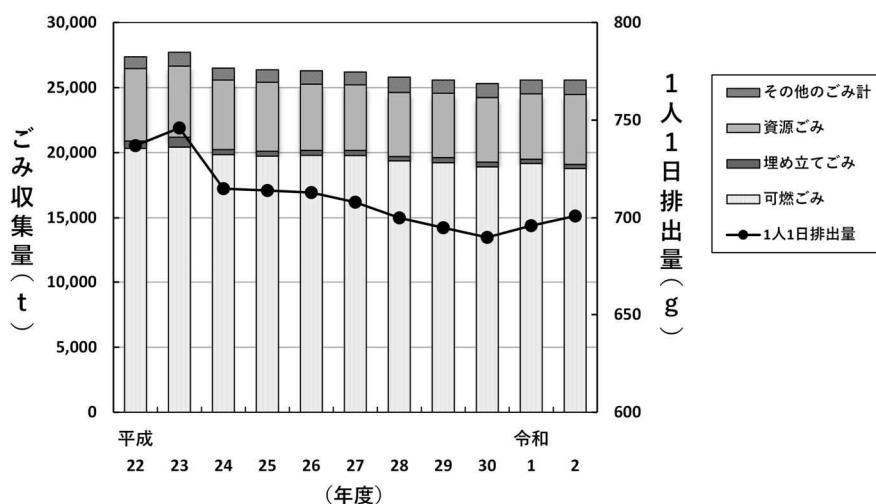
資源ごみは、空き缶類、空きびん類、紙類、布類、鉄類、ペットボトル、トレイ、発泡スチロール、プラスチック製容器包装類、プラスチック類、特別ごみ、剪定枝・草、廃食用油などを分別収集してリサイクルを行っています。

このほか、子ども会、PTA などの団体による資源回収活動に助成金を交付し、紙類、布類などの集団資源回収を促進しています。

(2) ごみ排出量

ごみ収集量は減少傾向が続いていますが、平成 24 年度以降、やや鈍化しており、平成 30 年度からやや増加しています。

1 日当たりの排出量も同様の傾向が見られ、平成 30 年度以降増加傾向にあります。また、ごみの内訳では約 75%が可燃ごみで、約 20%が資源ごみとなっています。なお、可燃ごみの約 70%が家庭系です。

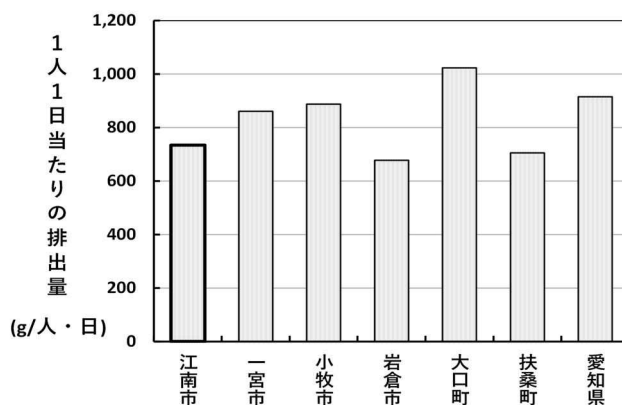


注：その他のごみは、粗大可燃ごみ、中型可燃ごみ、粗大不燃ごみ、中型不燃ごみを含む。

資料：「令和 3 年度 清掃事業概要（令和 2 年度実績）」

■ ごみ収集量の推移

本市の 1 人 1 日当たり排出量は約 734g であり、愛知県全体と比較すると 182g/人・日程度少ないですが、岩倉市及び扶桑町より多くなっています。



注：排出量は、生活系ごみ(生活系ごみ収集量+集団回収量)と事業系ごみ(事業系ごみ収集量)の合計。

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果（令和元年度実績）」（環境省）

■ 1人1日当たり排出量の比較

(3) 資源化

資源ごみの分別区分は右記のとおりです。

市内 252 か所（令和 3 年 4 月現在）の資源ごみ集積場において、資源ごみなどの分別収集を実施しています。廃食用油は、リサイクルステーションのみで回収しています。

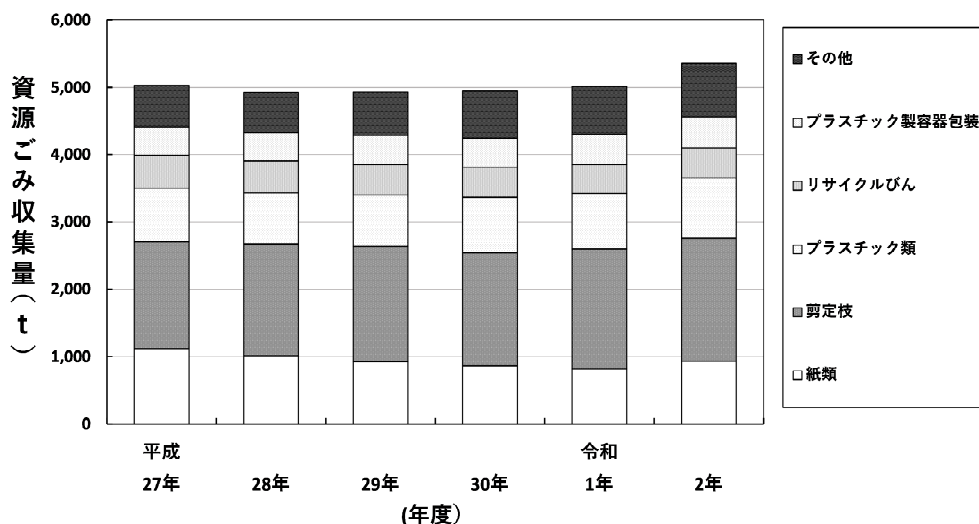
平成 27 年度以降、資源ごみ収集量全体はほぼ横ばい傾向でしたが、令和 2 年度は増加しています。内訳ではプラスチック類及び剪定枝の排出量が増え、紙類の排出量が減っています。

本市では、区・町内会に対して分別協力金を、子ども会、PTA、老人クラブなどの各種団体に対して助成金を交付して支援し、ごみの減量化を進めています。回収割合は新聞紙、ダンボールが大半を占めており、回収量は減少傾向が続いています。

● 資源ごみの分別区分

空き缶類	
空きびん類	無（白）色
	茶色
	青・緑色
	黒色
紙類	段ボール
	新聞紙(チラシの混入可)
	雑誌・雑がみ
	牛乳パック
布類	
鉄類	
ペットボトル	
トレイ	
発泡スチロール	
プラスチック製容器包装類	
廃プラ (プラスチック類)	商品そのもの（プラスチック製容器包装類、ペットボトル、トレイ、発泡スチロール以外のプラスチック類）
	ビデオテープ、カセットテープ、プリンターリボン
特別ごみ	乾電池、ボタン電池、コイン電池のみ
	その他水銀を含む有害ごみ
中型ごみ	
剪定枝・草	
使用済み小型家電	
埋立ごみ	
粗大ごみ	
可燃ごみ(台所ごみ)	
廃食用油(天ぷら油)	

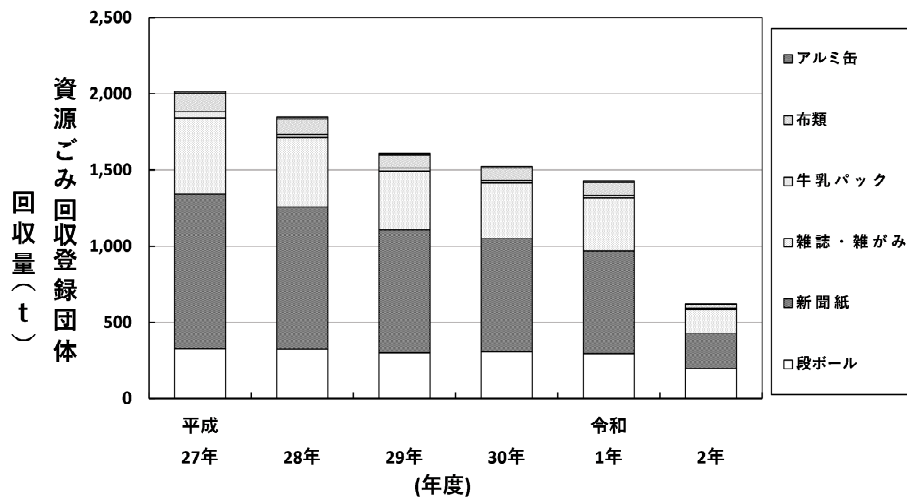
資料：令和 3 年度ゴミカレンダー・ゴミの出し方のしおり（江南市）



注：「その他」は、布類、鉄類、空缶、リユースびん、小型家電、廃食用油、ペットボトル、トレイ、発泡スチロール、特別ごみの合計。

資料：「令和 3 年度 清掃事業概要（令和 2 年度実績）」

■ 資源ごみ収集量の推移



注：アルミ缶は補助対象外の品目。

資料：「令和3年度 清掃事業概要（令和2年度実績）」

■ 資源ごみ回収登録団体回収量の推移

(4) ごみ減量化への取り組み

令和3年4月1日現在、市内252か所の資源ごみ集積場において、資源ごみなどの分別収集を実施しています。また、平成29年6月に常設資源ごみ集積場所「リサイクルステーション」を開設するとともに、令和元年6月に段ボールや新聞紙などの紙類を回収する「リサイクルBOX」を市内3カ所に設置しました。

毎年ごみ減量「57（こうなん）運動」（1日1人当たり57gの減量）を展開し、平成29年4月から江南市ごみ分別アプリ「江南市ゴミチェッカー」の運用も開始するなど、ごみの減量に取り組んでいます。

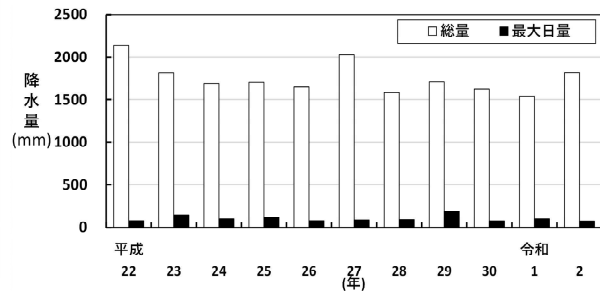
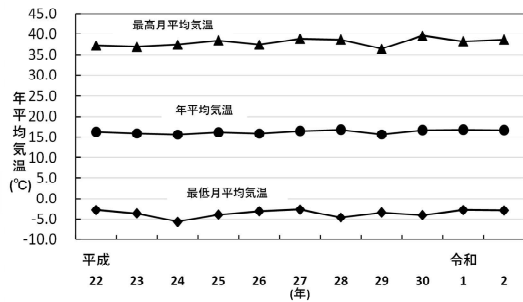
さらには、平成31年1月策定の「エコシティ江南行動計画」に基づき、可燃ごみの減量を推進しています。

3. 自然環境

3.1 気象

令和 2 年の年平均気温は 16.7℃でした。気温の推移を見ると、年平均気温はほぼ横ばいですが、最高月平均気温、最低月平均気温は、多少の変動があるものの近年は微増傾向となっています。

また、令和 2 年の総降水量は 1,814.0mm でした。総降水量は毎年変動していますが、令和 2 年 7 月豪雨などにより例年よりも総降水量は多くなっています。また最大日量についても毎年変動していますが、概ね 100mm 前後です。



資料：「こうなんの統計」

■ 平均気温の推移

資料：「こうなんの統計」

「江南市提供データ」

■ 降水量の推移

3.2 生物多様性

平成 22 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された「生物の多様性に関する条約」（生物多様性条約）の第 10 回締約国会議（COP10）で、生物多様性の保全に関する令和 2 年までの世界目標である「生物多様性戦略計画 2011-2020（愛知目標）」が採択され、COP10 を契機として、生物多様性の保全と持続可能な利用を、さまざまな社会経済活動に組み込み、多様な主体が行動する社会の実現に向けた取り組みが進められています。

また、「愛知目標」の目標年である令和 2 年度には、COP10 以降に愛知県内で行われた取組事例を、愛知県と名古屋市が『あいち・なごや生物多様性ベストプラクティス』として、事例の募集を行い、この中で江南市環境学習会（五条川の学習）が、優れた事例である「グッドプラクティス」を受賞しました。

なお、中国の昆明で開催される生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）において、ポスト 2020 目標（ポスト愛知目標）となる新たな目標が採択される予定です。

愛知県では、令和 3 年 3 月に「生物多様性 2030」を策定し、SDGs 未来都市として、県民、市民団体、事業者、市町村などの多様な主体が生物多様性の保全とその持続可能な利用の促進に向けた様々な取組の展開を図っています。

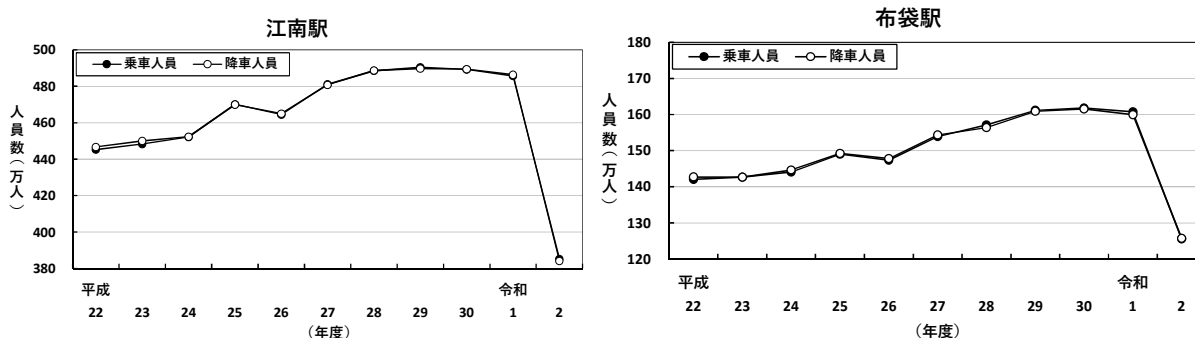
3.3 緑地・緑化

まちの緑化に向けて、建築物の屋上や敷地内の空き地などを緑化するための整備（緑化施設整備）や花いっぱい運動などを推進しています。

3.4 交通

(1) 公共交通機関の利用

公共交通機関としては、名鉄の電車・バスが営業しています。電車については、名鉄犬山線の特急が停車する江南駅と急行が停車する布袋駅があり、名古屋方面などへの広域的な足となっています。利用客は平成 22 年度以降増加傾向にありますが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度から大幅に減少しています。バスについては、令和 3 年 4 月現在、名鉄バス 9 路線が運行されています。平成 16 年度からは、市内の公共交通機関の不足を補うため、タクシーを利用した「いこまい C A R」が運行しています。



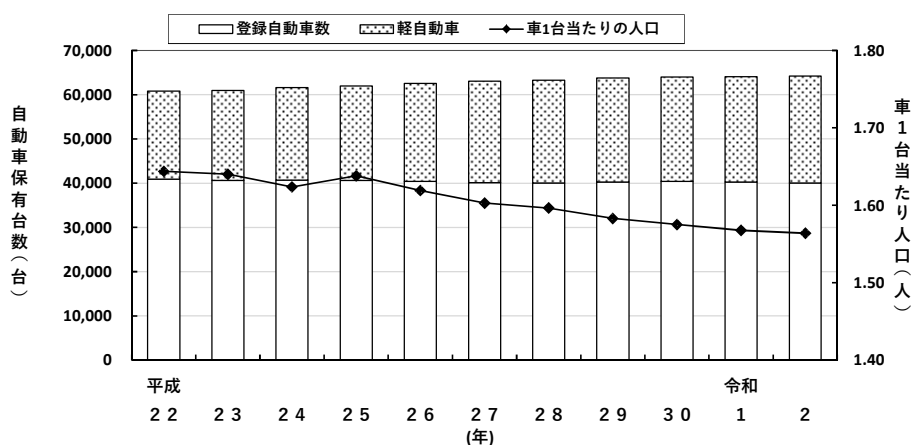
資料：「こうなんの統計」

■ 名鉄電車乗降客数の推移

(2) 自動車利用

自動車保有台数は、平成 22 年度からやや増加傾向となっており、保有する自動車の内訳では軽自動車が増加しています。

また、近年人口は減少していることから、車 1 台当たりの人口は減少しており、おおむね 1.6 人で 1 台を所有していることになります。



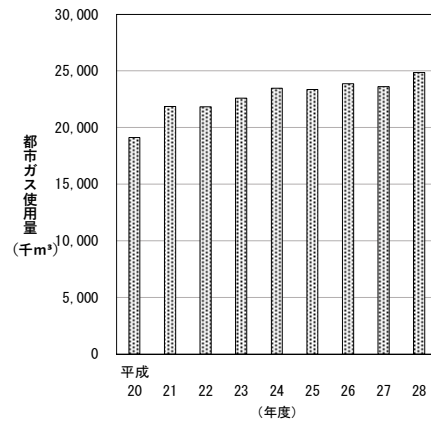
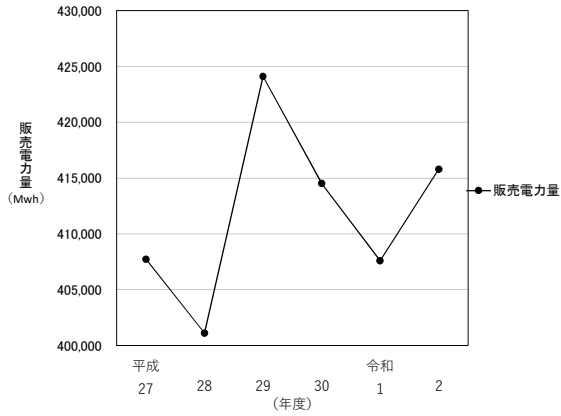
資料：「こうなんの統計」

■ 自動車保有台数の推移

4. 地球・広域環境

4.1 電気・ガス・上水道

電気の販売電力量は毎年変動しており、令和2年度は令和元年度から増加しています。



注) 平成 29 年度より都市ガスの全面自由化のため公開されていない。

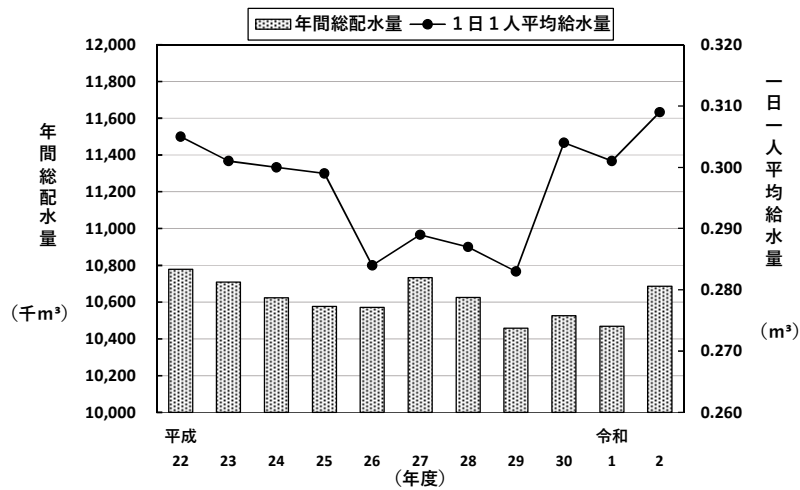
資料：「江南市提供データ」

■ 電気の販売電力量の推移

資料：「こうなんの統計」

■ 都市ガス使用量の推移

上水道について、年間総配水量と1日1人平均給水量は平成26年までは減少していましたが、平成27年以降は増減を繰り返しており、令和2年度は令和元年度から増加しています。



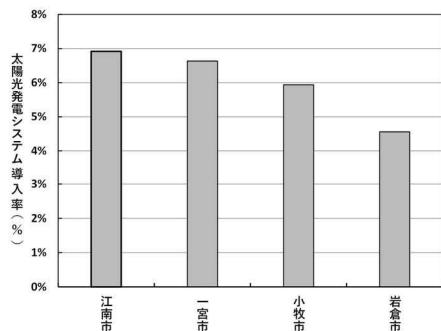
資料：「こうなんの統計」

■ 年間総配水量の推移

4.2 太陽光発電システムの導入状況

本市の太陽光発電システムの導入率は約 7%で、周辺自治体よりやや高い傾向があります。

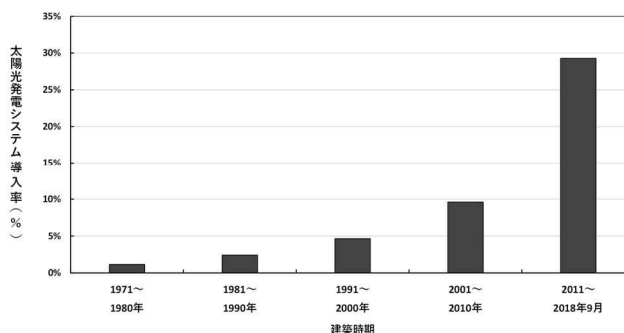
建築の時期別にみると、平成 12（2000）年以前の建築では 5%未満であるのに対し、平成 13（2001）年から平成 22（2010）年では約 10%、平成 23（2011）年以降では導入率が急激に増加しています。



注：持ち家、借家の合計である。

資料：「平成 30 年住宅・土地統計調査」

■ 太陽光発電システム導入率の比較

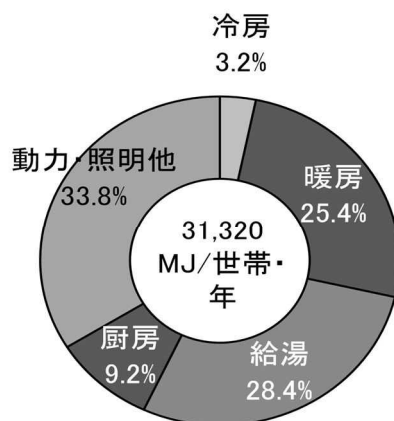


注：持ち家、借家の合計である。

資料：「平成 30 年住宅・土地統計調査」

■ 太陽光発電システム導入率(江南市)

家庭のエネルギー消費量は、動力や照明などを目的としたものが最も多く 33.8%、給湯が 28.4%、暖房が 25.4%であり、太陽エネルギーを給湯に利用する太陽熱温水器や暖房効率を上げる二重サッシまたは複層ガラスは、省エネ対策に有効であることがわかります。



資料：「平成 30 年度エネルギー消費状況調査

(民生部門エネルギー実態調査)」(資源エネルギー庁)

■ 用途別エネルギー消費量

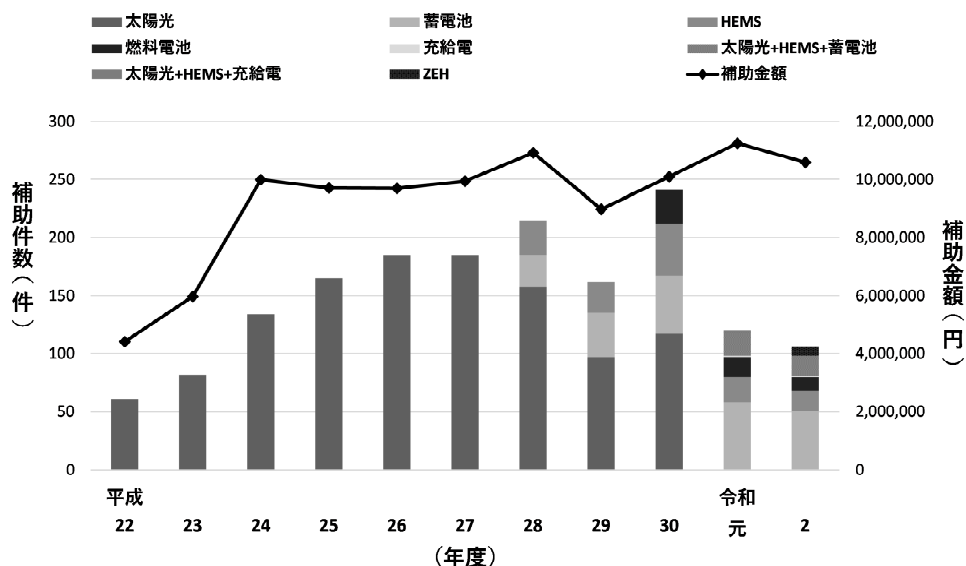
4.3 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助の状況

平成 16 年度から住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度にて、太陽光発電システムの設置の補助を開始しました。その後、住宅用地球温暖化対策設備の多様化に伴い、平成 28 年度からは住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金制度へと名称を変更し、蓄電システムなどの補助を開始しました。さらに、令和元年度からは効果的なクリーンエネルギーの利用を促進するため、太陽光発電システムの導入の際には、HEMS と蓄電システムまたは充給電システムを同時に設置する一体的導入へと転換しています。

▼住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金制度に関する経緯

開始年度	経緯・対象機器など
平成 16 年度	住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度を開始 ・太陽光発電システム
平成 28 年度	住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金制度へ名称を変更 ・蓄電システム ・家庭用エネルギー管理システム（HEMS）
平成 30 年度	・燃料電池システム ・充給電システム
令和元年度	【一体的導入】※太陽光発電システムのみ補助は廃止 ・太陽光発電システム+HEMS+蓄電システム ・太陽光発電システム+HEMS+充給電システム
令和 2 年度	【一体的導入】 ・太陽光発電システム+HEMS+断熱窓改修工事 ・太陽光発電システム+HEMS+高性能外皮など（ZEH に限る）

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助件数及び補助金額の推移は、以下に示すとおりであり、令和 2 年度における補助件数は、蓄電池が 51 件、HEMS が 17 件、燃料電池が 12 件、充給電が 1 件、太陽光と HEMS と蓄電池が 17 件、ZEH が 8 件でした。また、補助金額は 1,059 万円となっています。



資料：江南市環境課資料

■ 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助件数、補助金額の推移

4.4 地球温暖化の現状と対策に関する流れ

年月	対象	概要
平成26年11月	世界	国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が第5次評価報告書を公表 気候システムの温暖化には疑う余地がないこと、人為起源の温室効果ガスの排出が主な原因であった可能性が極めて高いことなどが示された。また、温室効果ガスの継続的な排出が、さらなる温暖化と気候システムに長期的にわたる変化をもたらす、深刻な影響を生じる恐れがあることから、早急な対応を求めた。
平成27年	世界	COP21において、「パリ協定」を採択 発展途上国も含めたすべての国が温室効果ガスの削減に努め、世界共通の長期目標として、産業革命以前に比べて世界的な平均気温上昇を2℃未満に抑える目標を設定した。
平成28年4月	日本	電力の小売全面自由化を開始 消費者が温室効果ガスの排出が少ない電気の購入を選択することが可能となった。
平成28年5月	日本	「地球温暖化対策計画」を策定 温室効果ガスの総排出量を平成25年度比で令和12年度に26%削減、令和32年までに80%削減する目標を提示した。
平成30年7月	日本	「第5次エネルギー基本計画」が閣議決定 脱炭素化に向けて、令和32年には再生可能エネルギーの経済的な自立と主力電源化を目指すこと、及び非効率な石炭火力発電のフェードアウトなどを掲げた。
平成30年10月	世界	IPCCは「1.5℃特別報告書」を公表 地球温暖化を1.5℃に抑えるには、世界全体の人為起源の温室効果ガスの排出量が、令和12年までに、平成22年水準から約45%減少し、令和32年前後に正味ゼロを達成する必要があると示した。また、地球温暖化が進むことにより、熱波、強い降水、干ばつ及び関連する森林火災、沿岸洪水など極端な気象現象による自然災害が多発することが懸念されている。
令和元年6月	日本	「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定 今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会」の実現を目指すことを掲げた。
令和2年10月	日本	2050年カーボンニュートラル宣言 第20回国会で、当時の菅内閣総理大臣は令和32年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを宣言した。
令和2年12月	日本	「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定 カーボンニュートラルへの挑戦を「経済と環境の好循環」につなげることを目指す。
令和3年10月	日本	「地球温暖化対策計画」を改訂 2050年カーボンニュートラル宣言及び温室効果ガスを平成25年度比で令和12年度までに46%削減することの実現に向け、目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を掲げた。

環境に関する意識調査結果の概要

<目的>

本調査は、第三次江南市環境基本計画の策定のための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

<対象>

意識調査の対象と調査方法及びスケジュールを以下に示します。

● 意識調査の対象と調査方法及びスケジュール

対 象		調査方法	スケジュール
市民	・18歳以上の市民 1,000人 ・無作為抽出	郵送による配布・回収を行いました。	発送 令和3年 6月24日
事業所	・本市の事業所 200箇所 ・業種別に抽出		回収締切 同 7月16日

<回収数>

調査票の回収数を以下に示します。

● 調査票の回収数

対 象	回答結果（回答率）	
	配布数	
市 民	1,000	390 (39.0%)
事業所	200	85 (42.5%)

<結果>

調査した結果のうち、市民、事業者による現在の環境に対する評価や、将来の環境に関すること、行動の実態に関することについて、次に示します。

なお、平成28年度に実施した意識調査については、今回（令和3年度）の設問内容と異なる箇所もあるため、比較できない質問もあります。

その他、調査結果に関する注意事項は以下のとおりです。

- ・パーセント表示のものについては、端数処理の関係で合計が100にならない場合もあります。
- ・報告書の表、グラフ及び文章などで示した回答選択肢は、本来の意味を損なわない程度に省略している場合があります。
- ・複数回答式の設問の場合、回答割合は回答数を分母として算出しています。そのため、選択肢ごとの回答の割合を合計した場合、100%を超える場合があります。

1. 江南市の現在の環境に対する満足度、重要度

「満足」・「重要」=5点、「やや満足」・「やや重要」=4点、「どちらともいえない」=3点、「やや不満」・「さほど重要ではない」=2点、「不満」・「重要ではない」=1点として、各項目の割合を得点化し、「満足度」・「重要度」として算出しました。

市民にとって満足度が最も高いのは、「日当たりのよさ」で4.1点であり、次いで「空気のきれいさ」、「居住地周辺のおい（悪臭）」が3.9点、「居住地周辺の静けさ」が3.8点です。

満足度が最も低いのは、「歩行者・自転車通行の安全性」で2.5点であり、次いで「ごみのポイ捨てや不法投棄禁止の徹底」、「公共交通機関の利便性」で2.7点です。

平成28年から満足度が上がった項目は、「空気のきれいさ」、「地震などに対する災害防止対策」、「集中豪雨などに対する災害防止対策」などですが、一方で、満足度が下がった項目は「川や川辺などのきれいさ」、「公園、親水空間の充実」、「公共交通機関の利便性」などです。

※満足度・重要度 = { (「満足・重要」の回答数) × 5 + (「やや満足・やや重要」の回答数) × 4 + (「どちらともいえない」の回答数) × 3 + (「やや不満・さほど重要ではない」の回答数) × 2 + (「不満・重要ではない」の回答数) × 1 } ÷ (回収数 - 不明数)

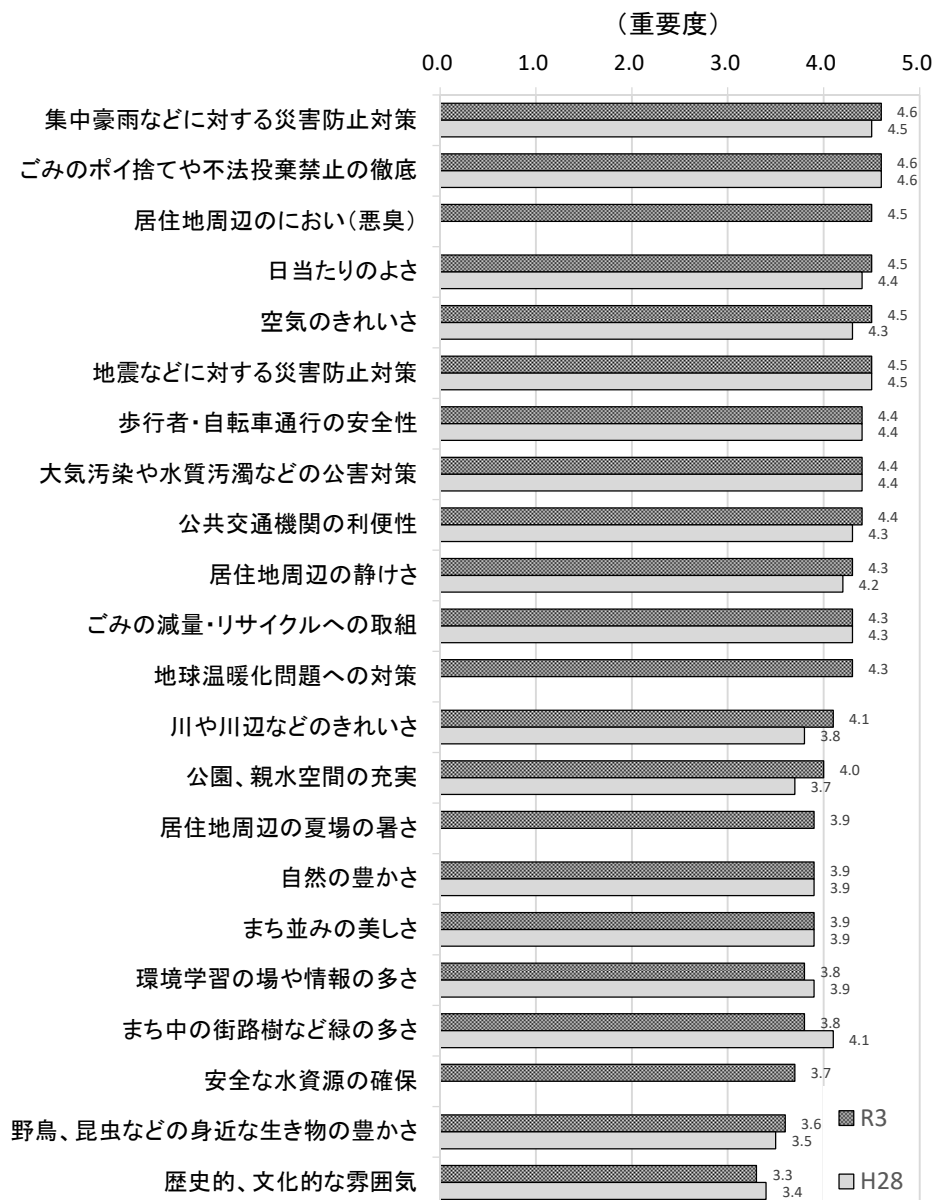


● 環境の満足度

重要度が最も高いのは、「集中豪雨などに対する災害防止対策」、「ごみのポイ捨てや不法投棄禁止の徹底」で 4.6 点であり、次いで「居住地周辺のおい（悪臭）」、「日当たりのよさ」、「空気のきれいさ」、「地震などに対する災害防止対策」で 4.5 点です。

重要度が最も低いのは、「歴史的、文化的な雰囲気」で 3.3 点であり、次いで「野鳥、昆虫などの身近な生き物の豊かさ」で 3.6 点です。

平成 28 年から重要度が上がった項目は、「空気のきれいさ」、「川や川辺などのきれいさ」、「公園、親水空間の充実」などですが、一方で、重要度が下がった項目は、「まち中の街路樹など緑の多さ」などです。

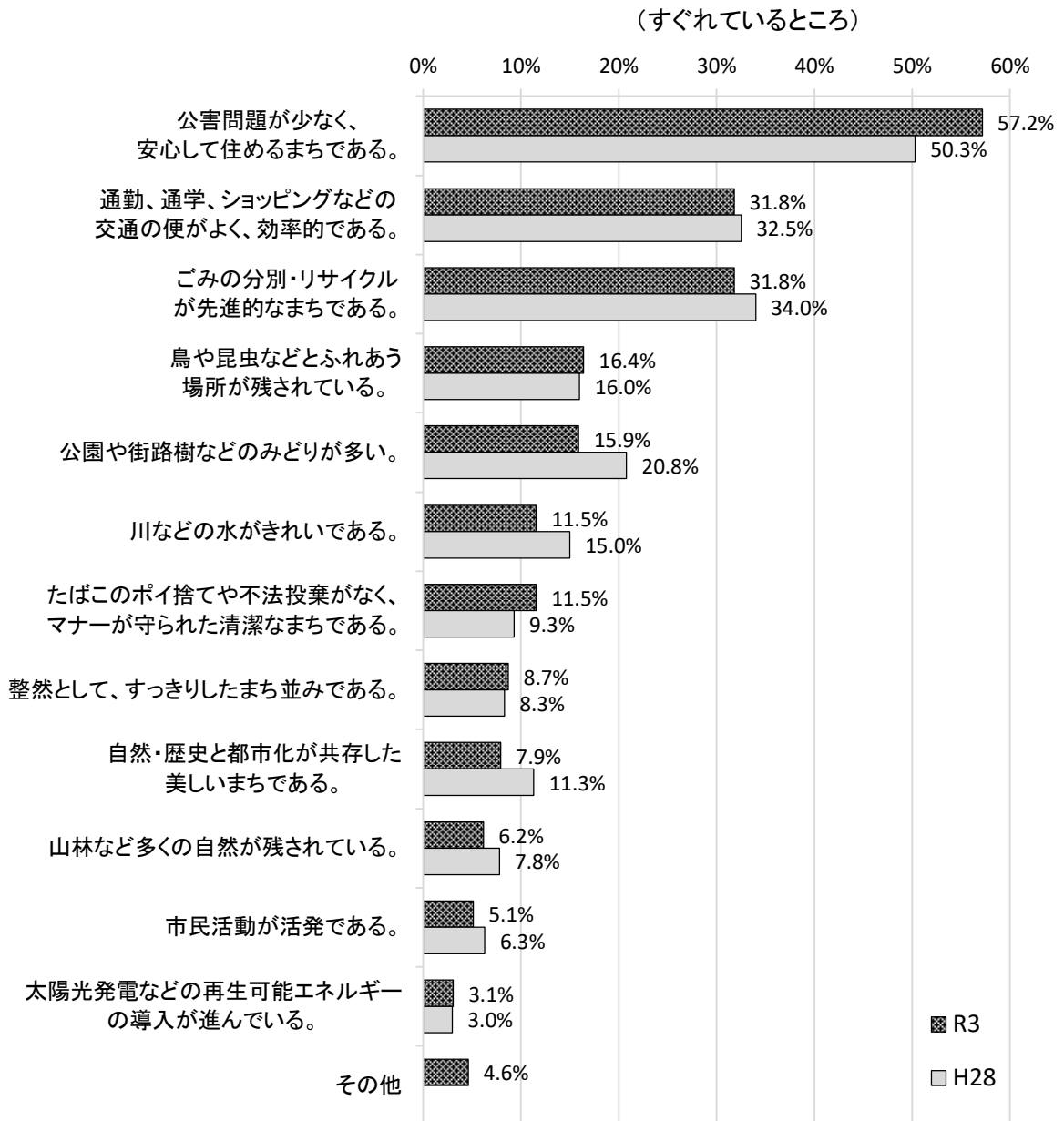


● 環境の重要度

2. 江南市の環境のすぐれているところ・良くないところ

市民が考える、江南市の環境のすぐれているところの回答割合は以下に示すとおりです。

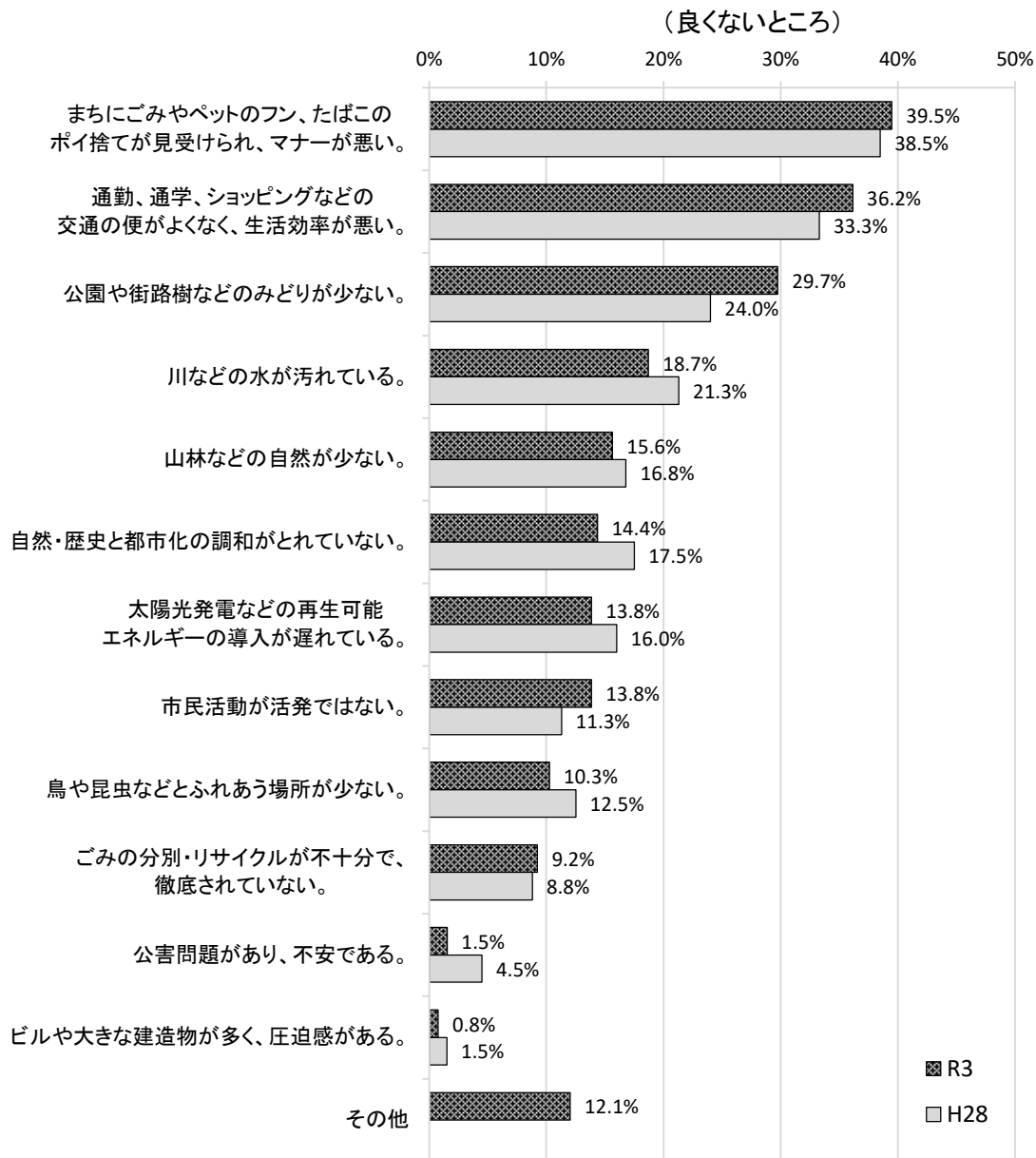
回答が最も多かった項目は、平成28年と同様に、「公害問題が少なく、安心して住めるまちである」で57.2%であり、次いで、「通勤、通学、ショッピングなどの交通の便がよく、効率的である」、「ごみの分別・リサイクルが先進的なまちである」で31.8%です。



● 環境のすぐれているところ

市民が考える、江南市の環境の良くないところの回答割合は以下に示すとおりです。

回答が最も多かった項目は、平成28年と同様に、「まちにごみやペットのフン、たばこのポイ捨てが見受けられ、マナーが悪い」で39.5%であり、次いで、「通勤、通学、ショッピングなどの交通の便がよくなり、生活効率が悪い」で36.2%、「公園や街路樹などのみどりが少ない」で29.7%です。



● 環境の良くないところ

3. 市民の環境に配慮した行動の実行度

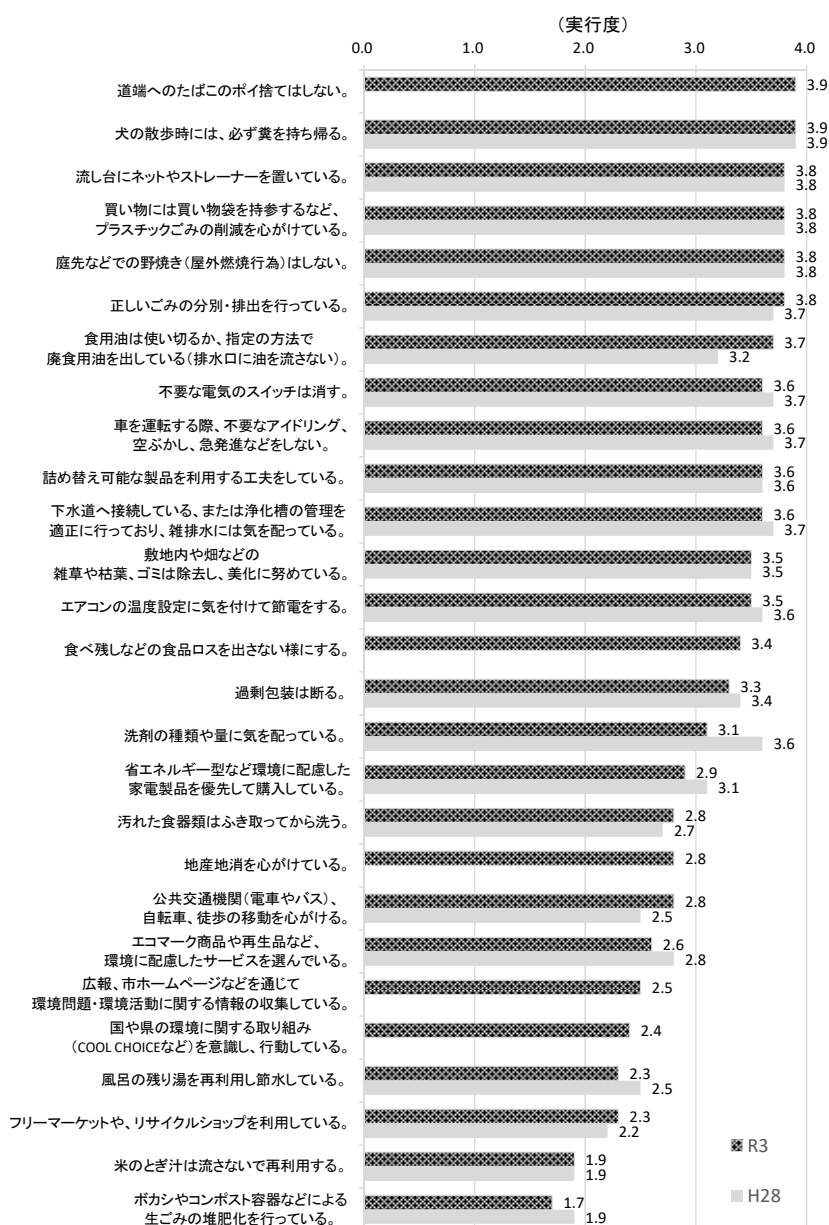
「常に実行」=4点、「時々実行」=3点、「今後実行する」=2点、「今後も実行しない」=1点として、各項目の取り組み度合いを得点化し、「実行度」として算出しました。

市民の環境に配慮した行動のうち、実行度が最も高いのは「道端へのたばこのポイ捨てはしない」、「犬の散歩時には、必ず糞を持ち帰る」で3.9点です。実行度が最も低いのは、「ボカシやコンポスト容器などによる生ごみの堆肥化を行っている」で1.7点です。

また、平成28年と比べて、「洗剤の種類や量に気を配っている」、「省エネルギー型など環境に配慮した家電製品を優先して購入している」などの項目の実行度が低くなっています。

一方で、「食用油は使い切るか、指定の方法で廃食用油を出している（排水口に流さない）」、「公共交通機関（電車やバス）、自動車、徒歩の移動を心がける」などの項目の実行度は高くなっています。

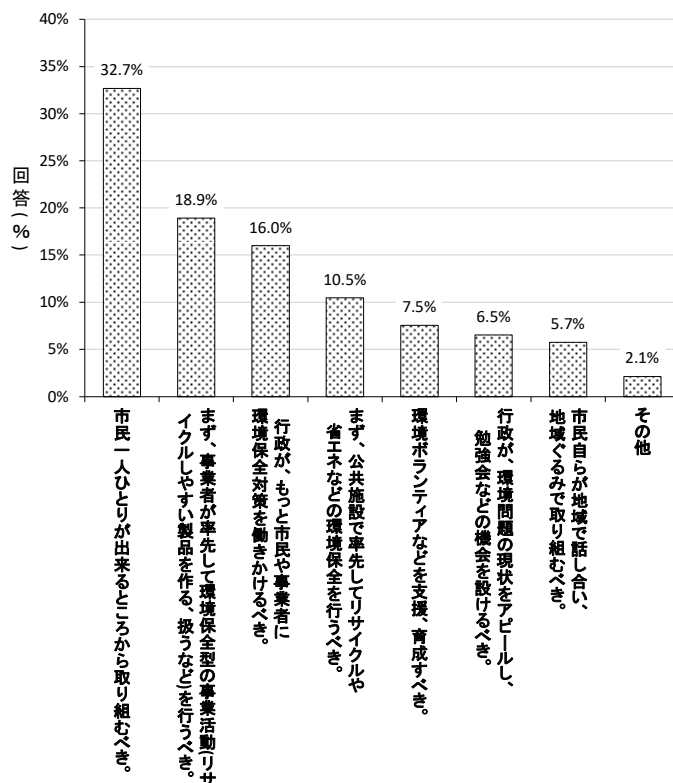
$$\text{※実行度} = \{ (\text{「常に実行」の回答数}) \times 4 + (\text{「時々実行」の回答数}) \times 3 + (\text{「今後実行する」の回答数}) \times 2 + (\text{「今後も実行しない」の回答数}) \times 1 \} \div \{ \text{回収数} - (\text{「該当しない」回答数}) - \text{不明数} \}$$



● 環境に配慮した行動の実行度

4. 環境保全活動の推進への取り組み

環境保全活動の推進への取り組みについて、市民が重要だと考えることは以下に示すとおりです。「市民一人ひとりが出来るところから取り組むべき」と答えた人が最も多く、32.7%です。

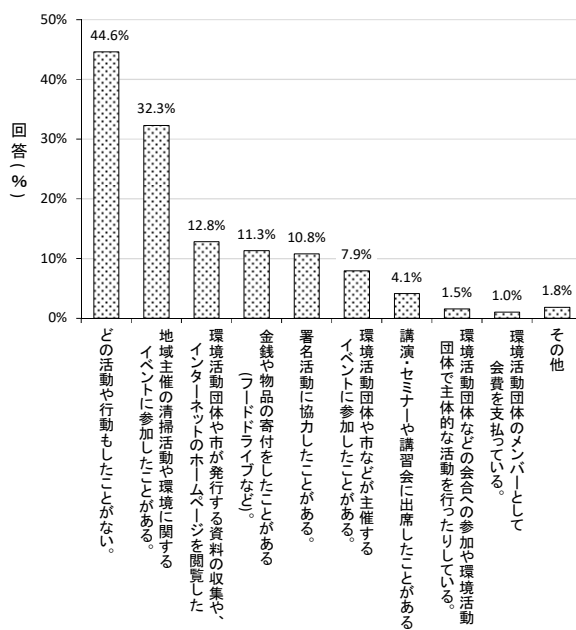


● 環境保全活動の推進への取り組み

5. 環境保全活動への参加状況

市民の環境保全活動の参加状況は以下に示すとおりです。

「どの活動や行動もしたことがない」と答えた人が44.6%であり、次いで、「地域主催の清掃活動や環境に関するイベントに参加したことがある」と答えた人が32.3%です。

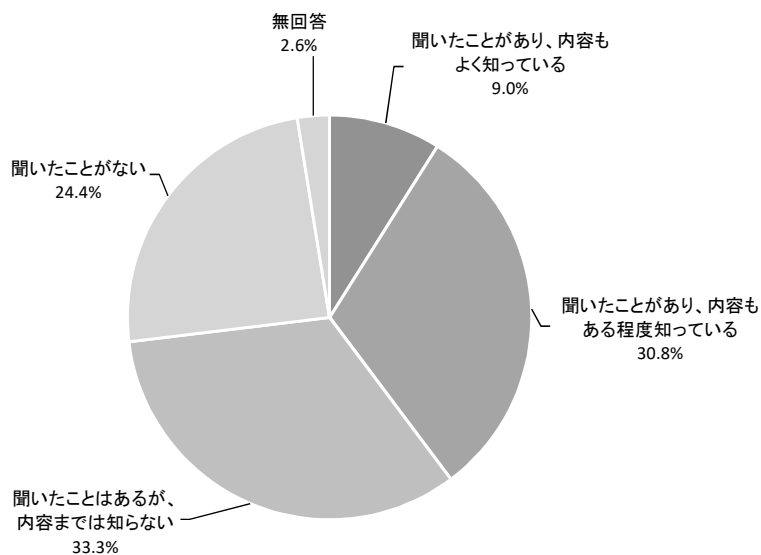


● 環境保全活動への参加状況

6. 市民のSDGsの認知度

市民のSDGsの認知度は以下に示すとおりです。

「聞いたことがあります、内容もよく知っている」、「聞いたことがあります、内容もある程度知っている」と答えた人は、全体の39.8%、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」、「聞いたことがない」と答えた人は全体の57.7%を占めています。

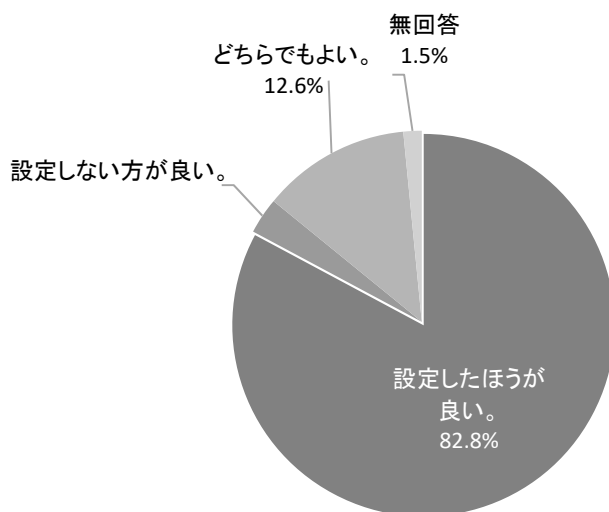


● SDGsの認知度

7. 駅周辺への喫煙禁止区域の設定

市民の、駅周辺の喫煙禁止区域の設定に対する考えは以下に示すとおりです。

「設定した方が良い」と答えた人が82.8%と大多数を占めています。



● 駅周辺への喫煙禁止区域の設定

8. 事業所が取り組んでいる行動の実行度

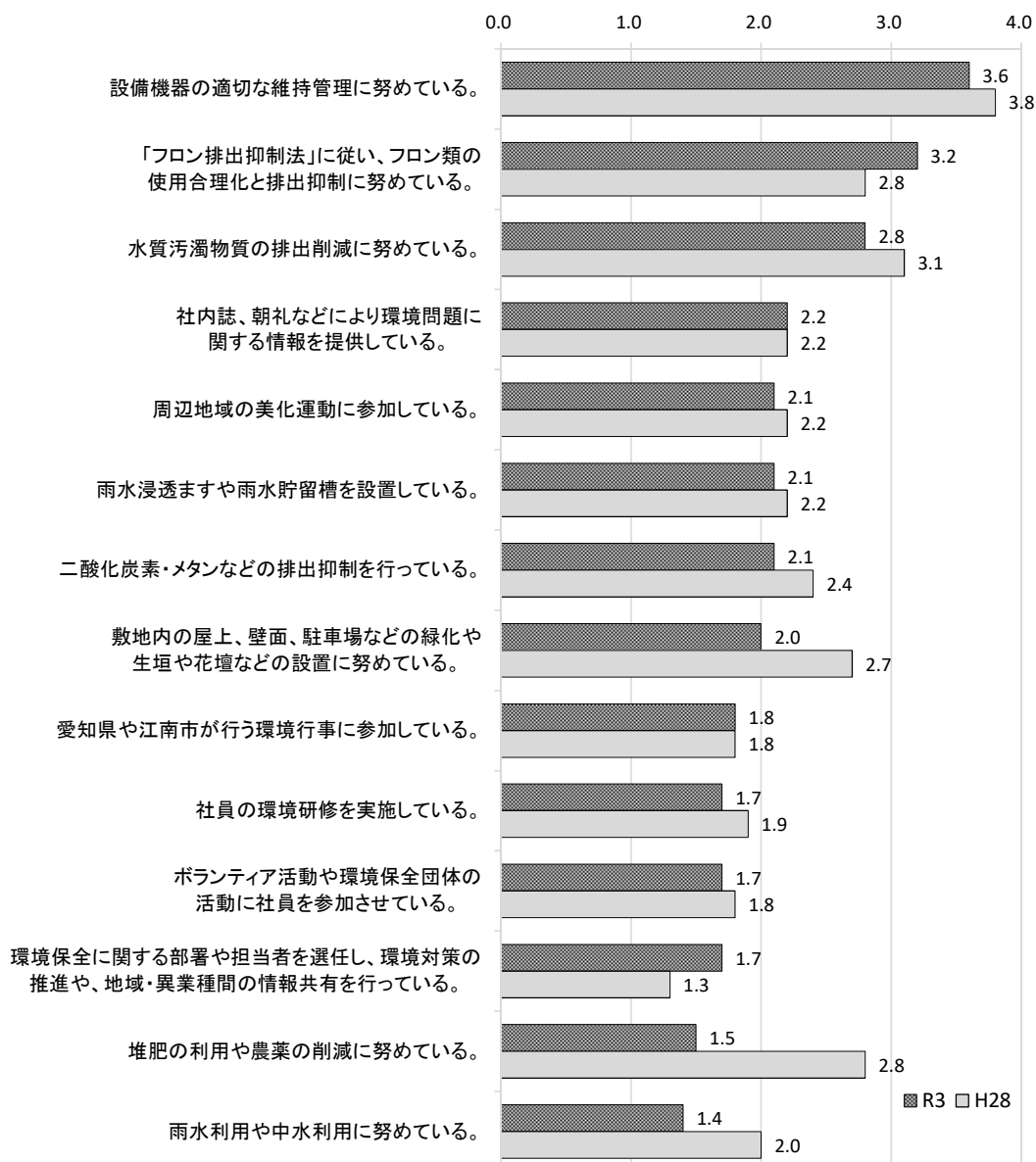
「実行している」=4点、「今後2年以内に取り組み予定」=3点、「今後5年以内に取り組み予定」=2点、「現在予定していない」=1点として、各項目の取り組み度合いを得点化し、「実行度」として算出しました。

事業所が取り組んでいる環境に関する行動の実行状況は以下に示すとおりです。

(1) 社員教育・公害・環境問題対策・地球温暖化対策に関する行動について

実行度が最も高いのは、「設備機器の適切な維持管理に努めている」で3.6点であり、次いで、「フロン排出抑制法」に従い、フロン類の使用合理化と排出抑制に努めている」で3.2点です。実行度が最も低いのは、「雨水利用や中水利用に努めている」で1.4点であり、次いで、「堆肥の利用や農薬の削減に努めている」で1.5点です。

平成28年から、全体的に社員教育・公害・環境問題対策・地球温暖化対策に関する行動の実行度は低くなっている傾向がみられます。

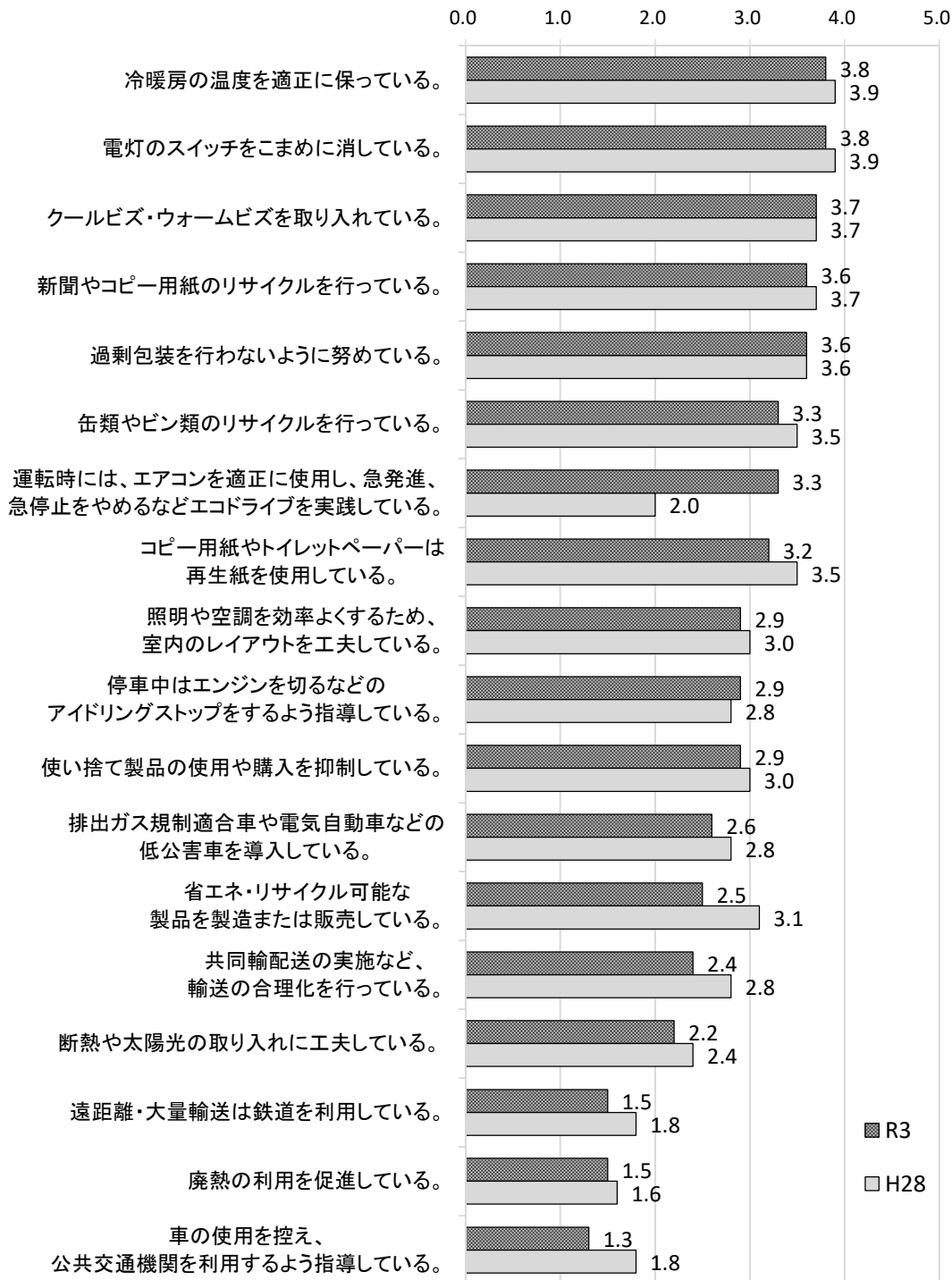


● 社員教育・公害・環境問題対策・地球温暖化対策に関する行動の実行度

(2) 省エネ・リサイクル・自動車の運用などに関する行動について

実行度が最も高いのは、「冷暖房の温度を適正に保っている」、「電灯のスイッチをこまめに消している」で3.8点であり、次いで、「クールビズ・ウォームビズを取り入れている」で3.7点です。実行度が最も低いのは、「車の使用を控え、公共交通機関を利用するよう指導している」で1.3点です。

平成28年から、全体的に省エネ・リサイクルなどに関する行動の実行度は現状維持又は低くなっていますが、「運転時には、エアコンを適正に使用し、急発進、急停止をやめるなどエコドライブを実践している」については大幅に高くなっています。

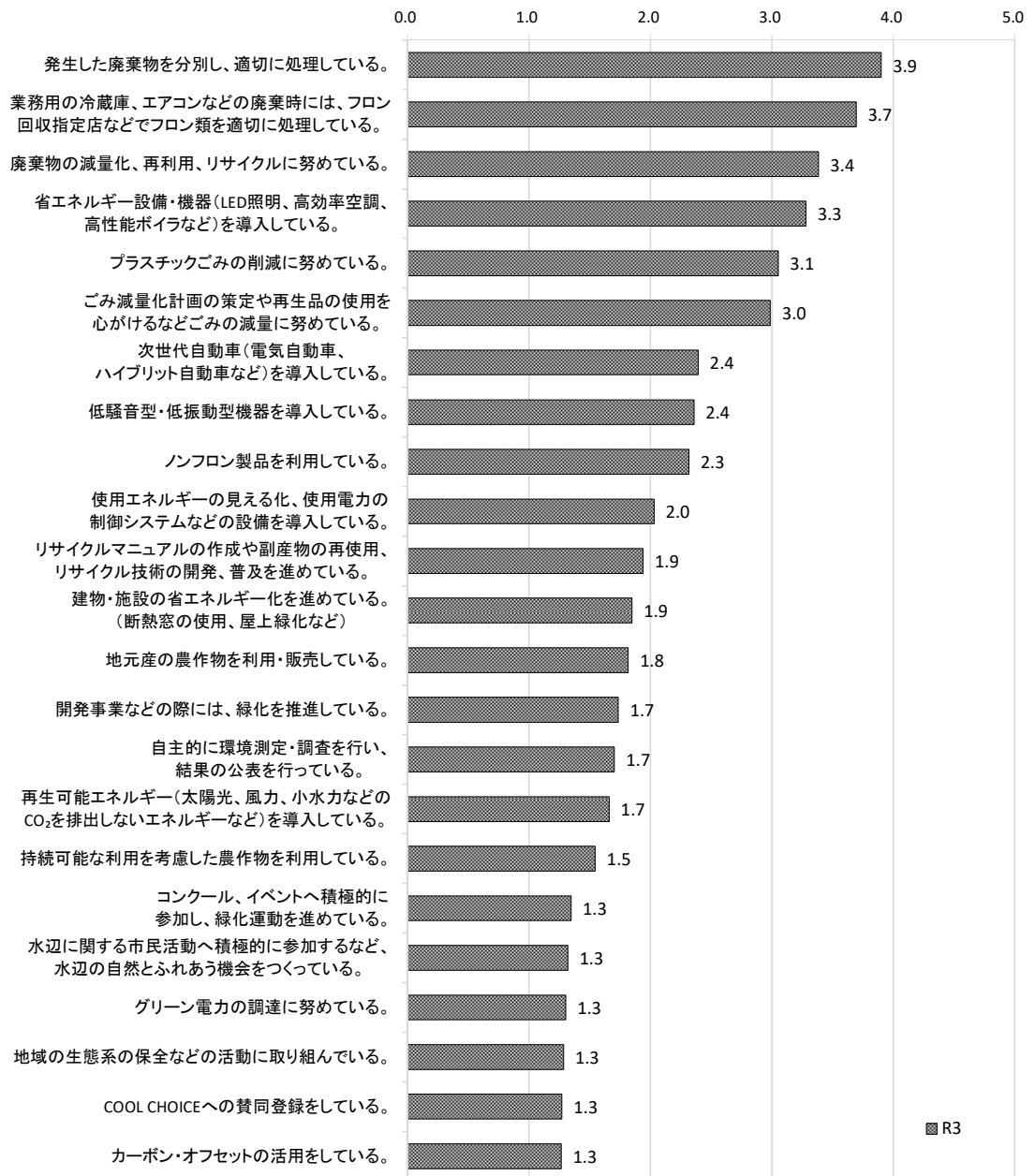


● 省エネ・リサイクル・自動車の運用などに関する行動の実行度

(3) その他の環境に関する行動について

実行度が最も高いのは、「発生した廃棄物を分別し、適正に処理している」で3.9点であり、次いで、「業務用の冷蔵庫、エアコンなどの廃棄時には、フロン回収指定店などでフロン類を適切に処理している」で3.7点です。実行度が最も低いのは、「カーボン・オフセットの活用をしている」、「COOL CHOICEへの賛同登録をしている」などで1.3点です。

ごみに関する取り組みや、省エネ・フロン関連に関する取り組みの実行状況は比較的高くなっている一方で、環境保全活動などへの参加や再生可能エネルギーの使用などの実行状況は低くなっています。

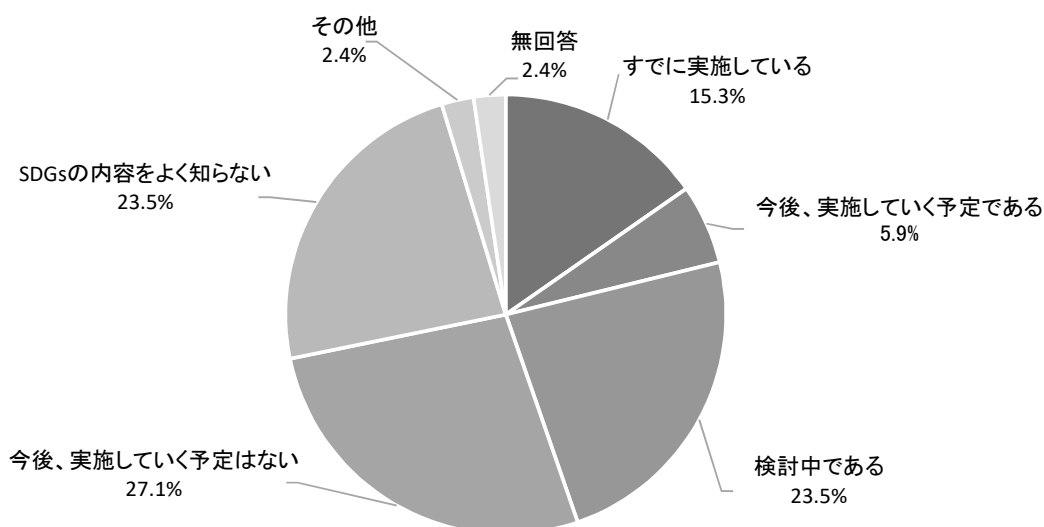


● その他の環境に関する行動の実行度

9. 事業所におけるSDGsの実施状況

事業所におけるSDGsに関する取り組みの実施状況は以下に示すとおりです。

「すでに実施している」、「今後、実施していく予定である」と答えた事業所は、全体の21.2%、「検討中である」、「今後、実施していく予定はない」と答えた事業所は全体の50.6%、「SDGsの内容をよく知らない」と答えた事業所は23.5%です。

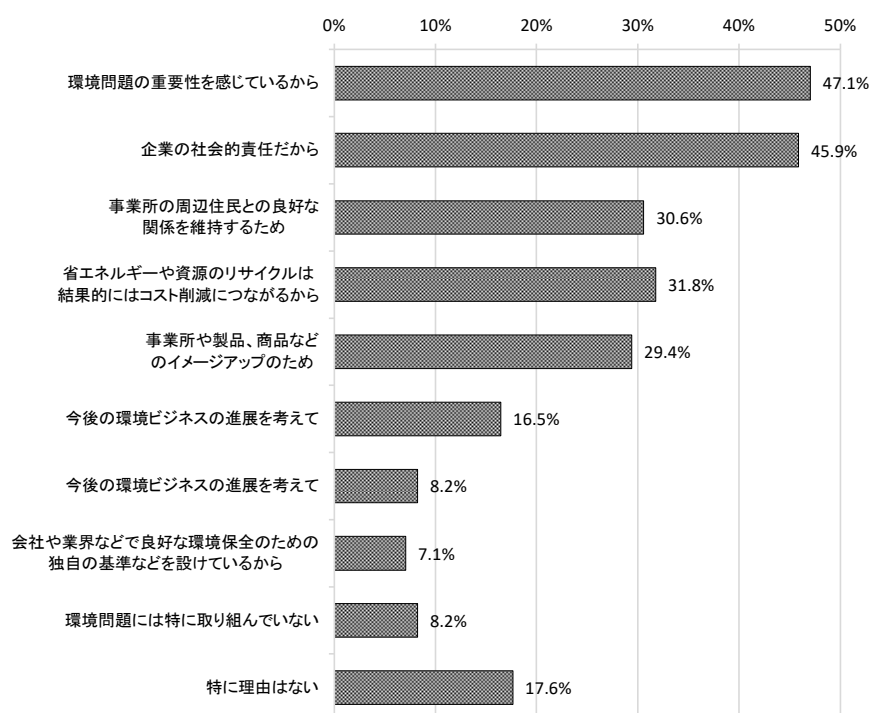


● 事業所におけるSDGsの実施状況

10. 事業所における環境保全に対する取り組み

事業所が環境保全に取り組む理由は以下に示すとおりです。

取り組む理由として最も多い回答は、「環境問題の重要性を感じているから」で47.1%であり、次いで、「企業の社会的責任だから」で45.9%です。



● 事業所における環境保全に対する取り組み

用語集

【あ行】

アイオーティー
IoT

Internet of Things（インターネット オブシングス）の略称。様々な物がインターネットにつながることを。

アイエスオー

ISO14001

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が定めた環境を管理する仕組み（環境マネジメントシステム）の国際標準規格。PDCA サイクルに基づく、継続的改善を基礎とした環境マネジメントシステムを築くための要求事項が定められている。第三者機関による審査を受けて認証登録される。

あいち生物多様性戦略 2030

平成 22（2010）年に愛知県で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議から 10 年を経た愛知県の状況を総括し、SDGs（持続可能な開発目標）に合致した生物多様性保全の取組指針として策定するもの。県民、市民団体、事業者、市町村などの多様な主体が生物多様性の保全とその持続可能な利用の促進に向けた様々な取組を進める上での具体的な行動の指針となるもの。

アイピーシーシー

IPCC

気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和 63（1988）年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織である。

アダプト団体

「アダプト（ADOPT）」とは英語で「養子縁組をする」という意味で、公共の場所（一般道路、公園、河川など）を養子にみ立て、わが子のように愛情をもって定期的に除草などの清掃活動を行う団体のこと。本市では「こうなん美化ボランティア」、愛知県では「愛・道路パートナーシップ」の名称でアダプト団体の支援を行っている。

イーブイ ビーエイチブイ

EV・PHV

EV とは、Electric Vehicle の略で、日本語では電気自動車と言ひ、PHV とは、Plug-in Hybrid Vehicle の略で、日本語では、プラグインハイブリッド自動車と言う。

雨水流出抑制施設

雨水を貯留したり地下に浸透させることにより、河川や水路への雨水の流出を抑え、水害を緩和させるための施設。雨水貯留槽（雨水タンク）、浸透トレンチ、雨水浸透柵、透水性舗装などがある。

エコアクション 21

全ての事業者が、環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインのこと。

エコカー

電気自動車や燃料電池自動車などの二酸化炭素（CO₂）や窒素酸化物（NO_x）などの排出量が少ない環境に優しい自動車であり、同時に燃費性能にも優れた自動車のことを指す。

エコシティ江南行動計画

社会情勢の変化や新たに見えた様々な課題と市民のニーズを把握し、ごみ減量や地球温暖化対策など、市民や事業所が「協働」して取り組める具体的な施策を打ち出し、環境に関する課題解決を図っていくことで、環境基本計画における環境目標の達成に向け、望ましい環境像の実現を目指し、平成 31（2019）年 1 月に策定された計画である。

エコドライブ

「環境に配慮した自動車の使用」のこと。具体的には、やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止める、エアコンを適切に使用するなど燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素（CO₂）の排出量を減らす運転のこと。

エスディー・ジーズ

SDGs (持続可能な開発目標)

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 (2030) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものである。

エスディー・ジーズ

SDGs ウェディングケーキモデル

スウェーデンの首都・ストックホルムにあるレジリエンス研究所の所長が考案した、「SDGs の概念」を表す構造モデルのこと。SDGs の全 17 目標はそれぞれ大きく 3 つの階層から成り、それらが密接に関わっていることを、ウェディングケーキの形になぞらえて表されている。

【か行】

カーシェアリング

1 台の自動車を複数の会員が共同で利用する新しい利用形態のこと。利用時間に応じて料金を支払うことができる経済的なシステムであり、カーシェアリングをはじめると、車を必要な時だけ使うようになり、1 世帯当たりの年間自動車総走行距離が平均約 4 割減少するといわれている。

カーボンニュートラル

令和 32 (2050) 年までに地球温暖化の原因となる二酸化炭素 (CO₂) などの温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会 (脱炭素社会) を実現するために、二酸化炭素 (CO₂) をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

環境学習アドバイザー

環境保全、生活環境、自然環境、生物多様性など環境に関する学習プログラムを行う能力がある者で、市長が委嘱した者。

気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として平成 30 (2018) 年 6 月に制定された法律。政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集及び提供などの措置を講ずるもの。

気候変動枠組条約

正式名称を「気候変動に関する国際連合枠組条約」といい、平成 4 (1992) 年に採択された。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする。

グリーン購入制度

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。日本では、平成 13 (2001) 年 4 月からグリーン購入法 (国などによる環境物品などの調達) の推進などに関する法律) が施行され、国などの機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めている。

クールステーション

暑さで気分が悪くなる前に、協力施設・店舗などで気軽に一時的に「涼」をとってもらうことで熱中症を予防する場所。市役所や防災センターなどの市内公共施設及び「クールステーション実施中」ポスターが掲示してある協力店舗などで実施している。

クール CHOICE

令和 12 (2030) 年度の温室効果ガスの排出量を平成 25 (2013) 年度比で 26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

光化学オキシダント

窒素酸化物や炭化水素類(揮発性有機化合物)を主体とする一次汚染物質が、太陽光線を受けて光化学反応を起こすことによって発生するオキシダント(酸化性物質)のこと。

コッパ COP10

条約における締約国の会議の略称を COP という。生物多様性を保全し、生物資源の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的として平成 4（1992）年に採択された「生物の多様性に関する条約」の第 10 回締約国会議のことを示す。

コッパ COP21

条約における締約国の会議の略称を COP という。パリで開催された気候変動枠組条約の第 21 回締約国会議は、COP21 と呼ばれる。

コッパ ごみ減量「57運動」

焼却場で処理するごみの量が急激に増加した平成 9（1997）年度からスタートした運動で、平成 8（1996）年度の市民 1 人 1 日当たりの焼却場で処理するごみの量の 10%（概ね 57g）の減量の目的と、江南市という名前にちなんでいる。

【さ行】

再生可能エネルギー

自然環境で起こる現象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な、枯渇しないエネルギー資源のこと。水力、バイオマス、太陽光、太陽熱、風力、地熱、波力などがあり、このうち十分普及していないものを新エネルギーという。

市民・協働ステーション

江南市役所西分庁舎 1 階の一部に位置しており、市民の自主的かつ自発的な市民活動が地域に根付き、だれでも、共に、人間らしく、しあわせに生きることができる江南市を実現するため、相談・情報・場の提供を通じて市民活動をサポートするための場所。

循環型社会

資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物などの発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会のこと。

旬産旬消

地域で生産された旬な食材を、旬な時期に消費することであり、旬の食材は美味しく、栄養価も高く、季節を実感することができる。また、旬ではない時期に生産するために燃料を使用するハウス栽培などで排出されるエネルギーを削減でき、環境の負荷を減らすことができると考えられている。

浄化槽設置整備事業補助金制度

市では、処理対象人員 10 人以下の合併処理浄化槽への転換をする人に、浄化槽の規模と要件に応じて補助金を交付している（下水道法に基づく公共下水道事業計画区域を除く地域及び市長が指定した区域を除く地域に限る）。

新型コロナウイルス感染症

令和元（2019）年 12 月に中国武漢市で感染者が報告されてから、わずか数カ月ほどの間に世界的な流行となり、翌年 3 月 11 日に世界保健機関（WHO）がパンデミックとの認識を示した。感染を予防するため、手洗いなどの基本的感染対策や不要不急の外出の自粛、密閉空間・密集場所・密接場面（3密）を避けることが重要とされた。

水質に係る環境基準

水質調査地点の内、環境基準が設定されているのは 3 地点で、その他の地点は行政目標として設定している。ここでは便宜上すべて「環境基準」としている。なお、国の基準では、「75%水質値」（小さい順に並べて下から 75%の位置にある値）で評価することとしているが、市では年間の測定結果全てが環境基準に適合しているものを「適合」と評価している。

生物多様性

すべての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルがある。

生物多様性国家戦略 2012-2020

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画である。生物多様性条約第10回締約国会議で採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため、平成24（2012）年9月28日に閣議決定された。

ゼロ

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼び、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

ゼロカーボンシティ

令和32（2050）年に二酸化炭素（CO₂）を実質ゼロにすることを旨とする首長自ら又は地方自治体として公表された地方自治体のこと。

【た行】

第三次江南市地球温暖化対策実行計画

平成30（2018）年度から令和4（2022）年度の5年間を計画期間とした本市の地球温暖化対策実行計画。平成28（2016）年度を基準年度とし、温室効果ガス排出量16%の削減及びエネルギー使用量6%の削減を目標とする。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出をゼロにすることを実現した社会のこと。二酸化炭素（CO₂）の排出を低く抑える「低炭素社会」が主流だったが、パリ協定をきっかけに現在は「脱炭素社会」を目指している。

地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策推進法に基づき知事の委嘱により、地球温暖化問題の住民への啓発などの活動をするボランティアのこと。ストップ温暖化教室の講師など県が行う地球温暖化対策への協力や地球温暖化問題の住民への啓発などを行う。

地産地消

地域で生産された農林水産物などをその地域で消費することであり、生産・輸送にかかるエネルギーを低く抑えることにつながる可能性がある。

低炭素社会

化石エネルギー消費などに伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会のこと。

特定家庭用機器

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）で、家電メーカーにリサイクルが義務付けられた家電製品。一般消費者が日常生活で使う家電製品のうち、市町村によるリサイクルが難しいものでリサイクルが特に必要なものを対象機器とし、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンの4品目が指定されている。

【は行】

バイオプラスチック

微生物によって生分解される「生分解性プラスチック」及び再生可能なバイオマス資源を原料に製造される「バイオマスプラスチック」の総称である。

パブリックコメント

政策などの策定途中で、事前にその計画などの素案を市民に公表し、それに対して意見、課題、問題点、情報などをいただき、提出された意見などを考慮して政策などを決定していくとともに、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表する制度のこと。

パリ協定

「京都議定書」の後継となるもので、令和 2（2020）年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み。世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられている。

ビオオーディ BOD

Biochemical Oxygen Demand の略称で、河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のこと。単位は一般的に mg/L で表わす。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。

ビオトープ

その土地に昔からいたさまざまな野生生物が生息し、自然の生態系が機能する空間のこと。最近では、人工的につくられた、植物や魚、昆虫が共存する空間を指す。

ヒートショック

急激な温度変化が身体へ悪影響をおよぼすこと。温かい居室から寒い脱衣所へ行く、寒い脱衣所から熱い浴槽に浸かるなどにより血圧が大きく変動して心筋梗塞や脳梗塞などを起こすことがある。

フードドライブ

各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動のこと。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラスチックに係る資源循環の促進を目的として令和 3（2021）年 6 月に制定された法律。多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環などの取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講ずるもの。

ボランティア分別指導員育成講座

市民参加によりごみ減量「^{コッパン}57 運動」を推進するため、市民の方を対象にしたボランティア分別指導員を養成する講座を開設している。

【や行】

4R

「要らないものは買わない」「ごみの量を減らす」「繰り返し使う」「再び資源に戻す」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リフューズ（R e f u s e = ごみの回避）」「リデュース（R e d u c e = ごみの減量）」「リユース（R e u s e = 再使用）」「リサイクル（R e c y c l e = 再生利用）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

【ら行】

緑化協定

和田工業団地に立地する企業と締結した協定で、工場などの緑化を推進し、快適な工場環境などを創出し、地域の生活環境の保全向上に積極的に努めるよう定めたもの。

【わ行】

ワンウェイプラスチック

使い捨てられるプラスチックのこと。